

(仮称) 新ごみ焼却施設整備基本計画 (案) に対するパブリックコメントの実施結果

1 実施の概要

期 間：平成29年11月13日 (月) から平成29年12月11日 (月) まで

意見応募者数：14人

意見応募数：90件

※件数については、組合の解釈により行ったものです。

2 意見に対する対応状況

| 対 応 | 件数 (件) | 備 考 |
|--------------------|--------|---------------------|
| 反映済み (「一部反映済み」を含む) | 6 | 既に計画 (案) に記載されている内容 |
| 反映する (「一部反映する」を含む) | 8 | 計画に反映する内容 |
| 参考意見 | 72 | 今後の事業への参考とする内容 |
| その他 | 4 | 組合事業以外への内容 |
| 合計 | 90 | |

3 意見の分類

| 大 分 類 | 小 分 類 | 件数 (件) |
|--------------------------|-------------|--------|
| 第1章 計画の目的及び概要 | 場所の選定、計画の延期 | 12 |
| | 目的・背景 | 1 |
| 第2章 計画諸元の検討・設定 | 施設規模 | 7 |
| | 排ガス、環境影響評価 | 10 |
| | 情報公開・地域要望等 | 1 |
| 第3章 処理方法の検討 | 処理方法 | 2 |
| 第4章 プラント設備計画及び 土木建築計画 | 煙突高さ | 10 |
| | その他 | 4 |
| 第5章 事業方式 | 事業方式 | 2 |
| 第6章 財政計画 | 事業費 | 9 |
| その他 | 市民参加、情報提供 | 10 |
| | 組合全体 | 12 |
| | 分別、排出方法 | 7 |
| | その他 | 3 |
| 合計 | | 90 |

※分類については、組合の解釈により行ったものです。

4 市民説明会の参加者数

| 開催日 | 開催場所 | 参加者数(人) |
|---------------------------|---------------------------|---------|
| 平成29年11月13日(月) 午後7時から | 小平・村山・大和衛生組合 4・5号炉大会議室 | 15 |
| 平成29年11月16日(木) 午後2時から | 武蔵村山市役所 中部地区会館403集会室 | 7 |
| 平成29年11月17日(金) 午後7時から | 小平・村山・大和衛生組合 4・5号炉大会議室 | 7 |
| 平成29年11月18日(土) 午前10時から | 東大和市役所 会議棟第6会議室 | 14 |
| 平成29年11月19日(日) 午前10時から | 小平市役所 中央公民館学習室4 | 10 |
| 平成29年11月19日(日) 午後2時から | 小平・村山・大和衛生組合 4・5号炉大会議室 | 3 |
| 合計 | | 56 |

5 (仮称) 新ごみ焼却施設整備基本計画 (案) に対する
ご意見等と組合の見解 (要旨)

(仮称) 新ごみ焼却施設整備基本計画 (案) に対するご意見等と組合の見解 (要旨)

| 区分 | | 番号 | ご意見等 (要旨) | 組合の見解 (要旨) |
|-----------------------|----------------|----|--|---|
| 第1章 計画の目的 及び概要 | 場所の選定 計画の延期 | 1 | <p>建設用地について、3市の中から候補地をあげ、再検討をする。</p> <p>現施設を延命化し、予定を遅らせても全体計画を見直す。</p> | <p>本施設の建設用地については、行政資源の有効活用の観点から、現敷地について検討し、可能であるとの結論に至ったため、3市と協議のうえ、現在の場所で計画することとしました。次のごみ焼却施設の更新においては、3市全域から候補地を検討すべき時期が来ると考えます。</p> <p>現施設は、稼働から、3号ごみ焼却施設が40年以上、4・5号ごみ焼却施設が30年以上経過し、25～30年といわれるごみ処理施設の稼働年数を超え、老朽化しています。3号ごみ焼却施設は、多摩地域では最も古く、また、稼働年数が40年を超えるごみ焼却施設は、全国的に見てもごく少数です。</p> <p>組合の施設は3市地域に1つしかない施設であり、3市35万人の排出するごみを安定的に処理するためには、更新時期を遅らせることができないことから、今回ご提示したスケジュールで事業を進めていきます。</p> |
| 第2章 計画諸元の 検討・設定 | 施設規模 | 2 | <p>施設規模の設定に関して、平常時のごみ量に、災害廃棄物量を上乗せ(10%)する必要はない。</p> | <p>平成25年5月に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」では、東日本大震災で発生した大量の災害廃棄物の処理が大きな社会問題となったことを踏まえ、通常の廃棄物処理に加え、一定期間で災害廃棄物の処理が完了するよう、一定程度の余裕をもった焼却施設の能力を維持することが重要としています。</p> <p>災害廃棄物の処理量の割合は、施設規模や災害廃棄物量の違い、又は災害廃棄物の処理期間の考え方など、各団体によって割合が異なっていると考えられます。</p> <p>災害廃棄物量10%は、過大な施設規模とならない範囲で、平常時の安定的な連続運転を考慮し設定したのですが、ごみ搬入量の変動した場合や、他団体との相互支援に活用できると考えています。</p> <p>相互支援体制は、支援を受ける場合だけでなく、支援する場合も想定する必要があります。</p> |
| | | 3 | <p>ごみ質の予測結果は、正しく予測されているのか。</p> | <p>計画ごみ質は、組合に搬入された可燃ごみの組成分析データを用いて設定しています。可燃ごみの組成分析は毎年4回実施しており、過去6年間分の組成分析結果を用いています。</p> <p>なお、小平市のプラスチック製容器包装の分別変更による可燃性成分中のプラスチック類の減少を見込んで推計しています。</p> |

| 区分 | | 番号 | ご意見等（要旨） | 組合の見解（要旨） |
|--------------------|------------|----|---|---|
| | | 4 | ごみ排出量は、有料化などのごみ減量施策により変わる（減少する）のではないか。 | 平成26年10月から有料化を導入している東大和市に加え、小平市は平成31年度から、武蔵村山市は平成34年度から、一般廃棄物処理基本計画の中で、ごみの有料化を導入する方針を示しています。 排出抑制・再利用については、3市が一般廃棄物処理基本計画の策定作業、見直し作業を進めており、その中で減量目標を掲げています。 本計画は、3市の目標値を用いてごみ排出量及びごみ焼却量を予測し、施設規模を算出しています。 |
| | 排ガス、環境影響評価 | 5 | 自主基準値をトップレベルにする。 | 大気汚染については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、科学的知見を基に十分な安全を見込んで環境基準が定められています。この環境基準を達成するために、排ガスに対する法規制値が定められており、本施設では、より厳しい自主基準値を設定しました。この自主基準値は、東京二十三区清掃一部事務組合などの既に稼働実績のある施設において採用されている全国的に見ても高水準の値であり、本計画でお示ししたとおりとします。 |
| | | 6 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められた施設の生活環境影響調査に関し、関係住民や専門家からの意見聴取を行い、一定の配慮をする。 | 環境影響評価では、予測・評価した内容について公示・縦覧するとともに市民説明会を行い、市民や関係市長から意見聴取を行い、いただいたご意見に対する見解の公表や専門的立場からその内容が審査されるなど、一連の手続きが定められています。 本事業では、この手続きに従い、市民の皆様からの意見聴取や専門的立場からの審査が行われます。 |
| 第3章 処理方法の 検討 | 処理方法 | 7 | 26ページの表3-1 焼却方式の比較検討に、建設費、維持運営費の比較検討を追加する。 | ストーカ式と流動床式のコストを単純に比較することは困難なため、表3-1には記載しておりません。 なお、焼却方式の比較検討は、発注段階でより多くのプラントメーカーが競争に参加できるように、ストーカと流動床の両方式の採用の可能性について検討したものです。 今後、本計画を基に要求水準書を作成し、詳細な建設費及び維持管理費を算出します。 ※要求水準書とは、施設に必要とされる性能・機能等を示したもので、一般的には仕様書に相当するものです。しかし、要求水準書においては請負者の創意工夫を活かす余地を残すことにより、事業費の縮減や、サービスの向上を期待するところが、一般の仕様書とは異なっています。 |
| | | 8 | 可燃ごみの3～4割を占める生ごみの処理方法・資源化方法の検討など、衛生組合のごみ処理事業基本計画の見直しをする。 | 焼却方式は、既に技術的に確立している方式であり、安全で確実な処理ができることから採用しました。計画施設は、35万人の人口を有する3市の中で唯一の施設であり、代替施設がないことから、確実な処理ができることが最も重要と考えます。 また、組合周辺地域の住民の方々に対する安全性の面からも、シンプルな施設・処理方式の採用が適切であると考えています。 |

| 区分 | | 番号 | ご意見等（要旨） | 組合の見解（要旨） |
|-------------------------------------|------|----|--|---|
| 第4章 プラント 設備計画 及び土木 建築計画 | 煙突高さ | 9 | 住民の健康を考え、煙突高さを100mとする。 | <p>大気汚染については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、科学的知見を基に十分な安全を見込んで環境基準が定められています。</p> <p>また、この環境基準を達成するために、施設からの排出基準値が定められています。</p> <p>本施設では、排ガスによる影響を極力防止するため、信頼性の高い公害防止設備を導入し、排出基準値より厳しい自主基準値を定めるとともに、施設の稼働においては自主基準値より更に低減した運転管理値を定め、これを目標として運転管理を行うなど、環境保全対策の充実を図ります。</p> <p>煙突の高さ（59.5mと100m）について、地上に到達する排ガス濃度を計算により比較したところ、識別できるほどの差はなく、どちらも環境基準を大幅に下回る結果となっています。ただし、周辺の高い建物や煙突自身により発生する風の渦や下降気流により短期的に地上の物質濃度が上昇する場合もあることから、短期的な影響については、別途実施する環境影響評価の中で風洞実験等により検証します。煙突の高さは、この検証により必要となった場合、見直すこととします。</p> |
| | | 10 | 排ガスの影響地域を明記する。 | <p>現在、環境影響評価を実施中であり、この中で、現在の気象データの調査や、風洞実験の結果を踏まえて、詳細な排ガスの拡散シミュレーションを行います。結果につきましては、公示・縦覧する環境影響評価書案の中でお示しします。</p> <p>なお、煙突高さによる排ガス影響の比較検討のために行った既存の気象データ等を用いた排ガスの拡散シミュレーションで地上到達濃度が最大濃度となる地点は、煙突高さ59.5mでは、計画地の南南西約650m付近、煙突高さ100mでは、計画地の南南西約810m付近となっています。</p> <p>本計画に追記します。</p> |
| | その他 | 11 | 土木建築計画について、過去の事例から想定される最大の事故でも強度的に安全性が確保できる構造が必要である。 | <p>建築物の耐震安全性に加えて、ごみピットを含めた火災予防及び消火対策、高圧・高温設備の安全防護対策、薬液漏洩予防対策、事故の波及防止対策など、過去の事故事例を教訓として、設備面、構造面、システム面などについて十分な対策を講じます。</p> <p>「過去の事故事例を教訓とすること」について、本計画に追記します。</p> |

| 区分 | | 番号 | ご意見等（要旨） | 組合の見解（要旨） |
|-------------|------|----|---|--|
| | | 12 | 発電設備の交付金について、交付要件の内容を明示する。 | <p>国の循環型社会形成推進交付金交付要綱では、高効率エネルギー回収及び災害廃棄物処理体制の強化に資する取組を行う施設に対して、通常は対象事業費の1/3である交付率を、一部1/2とする重点化が図られています。これを受け、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル(平成28年3月改訂 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)では、交付率を1/2とする対象設備と要件が定められています。この要件の中に、エネルギー回収率が定められており、施設規模により異なりますが、本計画の施設規模では、エネルギー回収率19%以上となります。</p> <p>エネルギー回収率は、発電効率と熱利用率の和とされていますが、本施設では発電効率において19%以上とします。</p> <p>交付要件について、本計画に追記します。</p> |
| | | 13 | 外構計画について、門、塀については、安全、防犯に支障のない範囲で低くして、中が見えるくらいにした方が親しみの持てる施設になる。 | 本計画に「門、塀については、安全・防犯に支障のない範囲で低くするなど、周辺道路を走行する一般車両からの視界の妨げにならないよう配慮し、交通安全を図ります。」と追記します。 |
| | | 14 | 環境啓発機能の検討について、ごみを減らすことの大切さ、施設の建設・維持運営費が多額に上ることを、啓発、強調する。 | 本計画に「3市及び組合のごみ処理事業の紹介やごみ発生量、資源化量、環境データ等の掲示、3市の3Rの取組パンフレット等を展示し、ごみを減らすことの大切さ、ごみ処理に係る費用など、ごみ処理、環境問題に関する普及啓発をします。」と追記します。 |
| 第5章 事業方式 | 事業方式 | 15 | <p>公設民営（DBO）方式は、プラントメーカーにたよることになるが、組合でしっかりコントロールできるのか。</p> <p>市民が見えるような新方式を更に検討をする。</p> | <p>公設民営（DBO）方式は、運営の全てを民間事業者任せのものではなく、公共の責任の基で、公共と民間事業者の役割分担を取り決めて民間事業者の技術力とノウハウを最大限に活用して事業を実施する方式です。</p> <p>組合の役割として最も重要なことは、事業の実施状況を常に確認しながら、環境保全や市民への情報提供等を通じて、安全・安心な施設の運営を維持・継続することです。そのため、発注者である組合が事業契約に基づく事業実施状況について監視(モニタリング)を行い、受託事業者に対し指導・監督を行っていきます。</p> <p>監視(モニタリング)を確実に実施するため、また、市民の皆様との意見交換を継続するため、必要な職員を配置していきます。</p> <p>事業方式につきましては、公設民営（DBO）方式を基本に、PFI導入可能性調査、他市の事例等を参考に判断します。</p> |

| 区分 | | 番号 | ご意見等（要旨） | 組合の見解（要旨） |
|-------------|------|---------------|---|--|
| 第6章 財政計画 | 事業費 | 16 | <p>事業費があいまいであるため、詳細を明記する。</p> <p>予算をたて、それに収まるように計画を立てるべき。</p> <p>運営維持管理費、ごみ処理支援費を明記する。</p> <p>事業費が高すぎる。</p> | <p>ごみ焼却施設は、プラントメーカー独自の技術を基に建設する高度な専門性を有する施設です。したがって、一般の公共施設のように発注者が図面を示し（設計し）、業者に発注する方式ではなく、発注者側が施設に必要とされる性能等の水準（要求水準書）を示し、設計を含めた施工契約締結を行う、性能発注方式が一般的です。</p> <p>本計画は、この要求水準書を作成する前段として、必要な基本事項を定めたもので、事業費については、複数のプラントメーカーの見積を参考に建設費を概算としてお示ししています。</p> <p>建設費について、全国の平成28年度契約実績では、施設規模が100t/日以上清掃工場の建設に係る施設規模単価は、トン当たり約9千7百万円（消費税8%含む）となっています。本計画で提示した建設費258億円（消費税10%含む）は、施設規模単価は、トン当たり約1億7百万円（消費税8%含む）であり、詳細な仕様がまだ決まっていない基本計画段階では、近年の建築費の動向を踏まえると、妥当な金額であると考えます。</p> <p>なお、ごみ処理支援や運営に係る費用については、詳細な支援量、運営方式、要求水準書などが定まった段階で詳細検討を行い、全体事業費を算出します。</p> <p>※要求水準書とは、施設に必要とされる性能・機能等を示したもので、一般的には仕様書に相当するものです。しかし、要求水準書においては請負者の創意工夫を活かす余地を残すことにより、事業費の縮減や、サービスの向上を期待するところが、一般の仕様書とは異なっています。</p> |
| | その他 | 市民参加、 情報提供 | 17 | <p>本事業に対する市民参加が不足している。</p> <p>関心のある市民や専門家を含めた委員会を立ち上げ、市民協働を進める。</p> <p>市民に対し、徹底した情報公開を行う。</p> |
| | 組合全体 | 18 | <p>廃棄物処理の優先順位は、排出低減、再利用、再資源化（3R）であり、廃棄物の処理・処分は最終的な手段である。組合においても、リサイクルの対象となる廃棄物に対して、減容化のための基盤的な工程を進めることが大切である。</p> | <p>循環型社会形成推進基本法では、廃棄物処理の基本原則として、①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分の順に優先順位が定められています。これを踏まえ、組合に持ち込まれる廃棄物については、金属等の回収や焼却残渣のエコセメント化施設への搬出など、廃棄物の資源化を実施しています。</p> <p>本施設では、これらの資源化に加え熱回収を行います。</p> |

| 区分 | | 番号 | ご意見等（要旨） | 組合の見解（要旨） |
|----|-------------|----|--|---|
| | | 19 | 3市の広域的な観点から検討されていない。 | 本計画は、3市の市民などから排出される廃棄物を処理する施設であり、3市の一般廃棄物処理基本計画と整合を図りながら広域的な観点から検討を進めています。 現段階では、組合周辺地域の住民及び3市市民のご理解をいただきながら建て替え計画を進めたいと考えます。 |
| | 分別、 排出方法 | 20 | ごみの有料化を導入する。 ごみの発生抑制・再利用を促進する。 ごみの分別基準を統一する。 | 平成26年10月から有料化を導入している東大和市に加え、小平市は平成31年度から、武蔵村山市は平成34年度から、一般廃棄物処理基本計画の中で、ごみの有料化を導入する方針を示しています。 本計画は、ごみの発生量は有料化による減量効果を踏まえたものとしています。 排出抑制・再利用については、3市は一般廃棄物処理基本計画の策定作業、見直し作業を進めており、その中で減量目標を掲げています。 プラスチック類の排出基準は、平成31年度に、その他の排出基準の統一については、施設の竣工をもって統一できるように現在4団体で調整を続けています。 |
| | その他 | 21 | 委託しても建設しても同様に税負担が増える（もしくは委託の方が若干高い程度である）ならば、健康被害の心配のない委託を希望する。 | 3市地域では、それぞれの市単独で施設を整備することが困難なため、共同で組合を設置し、ごみの中間処理を行っています。組合では、本計画に基づいてごみ処理を継続して実施します。 大気汚染については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、科学的知見を基に十分な安全を見込んで環境基準が定められています。 また、この環境基準を達成するために、施設からの排出基準値が定められています。 本施設では、排ガスによる影響を極力防止するため、信頼性の高い公害防止設備を導入し、排出基準値より厳しい自主基準値を定めるとともに、施設の稼働においては自主基準値より更に低減した運転管理値を定め、これを目標として運転管理を行うなど、環境保全対策の充実を図ります。 |

(備考)

組 合：小平・村山・大和衛生組合

本 計 画：(仮称)新ごみ焼却施設整備基本計画

本 施 設：(仮称)新ごみ焼却施設

3 市：小平市、東大和市及び武蔵村山市

4 団 体：小平市、東大和市、武蔵村山市及び小平・村山・大和衛生組合

連絡協議会：小平・村山・大和衛生組合のごみ処理事業に関する連絡協議会

懇 談 会：新ごみ焼却施設の整備に係る懇談会

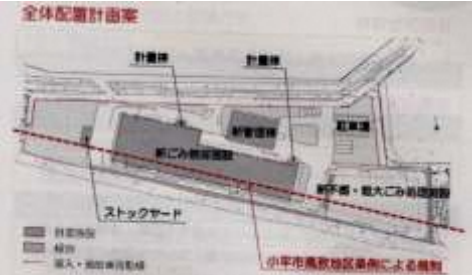
6 (仮称) 新ごみ焼却施設整備基本計画 (案) に対する
ご意見等と組合の見解


(仮称) 新ごみ焼却施設整備基本計画 (案) に対するご意見等と組合の見解

ご意見等は、極力原文のまま記載しています。

| | ご意見等 | 組合の見解 | 対応 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|--|---|------|---------|------|------|------------|-------------|-----|-----|------|------|-------------------------|------------------------|------|-------|-------|------|------|-----|------|----------------|----------------|------|-------|-------|-----|------------------------|---|-------|---|--|-----|
| 1 | <p>(1-1) DBO (公設民営) 方式でプラントメーカーの技術力とノウハウにたよることになるが、公側でしっかりコントロールできるのか？</p> | <p>(1-1) 公設民営 (DBO) 方式は、運営の全てを民間事業者任せのものではなく、公共の責任の基で、公共と民間事業者の役割分担を取り決めて民間事業者の技術力とノウハウを最大限に活用して事業を実施する方式です。 組合の役割として最も重要なことは、事業の実施状況を常に確認しながら、環境保全や市民への情報提供等を通じて、安全・安心な施設の運営を維持・継続することです。そのため、発注者である組合が事業契約に基づく事業実施状況について監視(モニタリング)を行い、受託事業者に対し指導・監督を行っていきます。 監視(モニタリング)を確実に実施するため、また、市民の皆様との意見交換を継続するため、必要な職員を配置していきます。</p> | 参考意見 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>(1-2) 他の市町村のごみ焼却施設の実例を2、3件紹介して下さい。</p> | <p>(1-2) 多摩地域の最新の事例を、以下に示します。(ホームページより抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="1090 751 2004 1420"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <td>ふじみ衛生組合</td> <td>武蔵野市</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設名称</td> <td>クリーンプラザふじみ</td> <td>武蔵野クリーンセンター</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>調布市</td> <td>武蔵野市</td> </tr> <tr> <td>施設規模</td> <td>288 t/日 (144 t/日×2炉)</td> <td>120 t/日 (60 t/日×2炉)</td> </tr> <tr> <td>焼却方式</td> <td>ストーカ式</td> <td>ストーカ式</td> </tr> <tr> <td>煙突高さ</td> <td>100m</td> <td>59m</td> </tr> <tr> <td>稼働開始</td> <td>平成26年(2014年)4月</td> <td>平成29年(2017年)4月</td> </tr> <tr> <td>事業方式</td> <td>DBO方式</td> <td>DBO方式</td> </tr> <tr> <td>建設費</td> <td>101億6,400万円 (消費税込み)</td> <td>103億7,400万円 (消費税込み)平成29年3月に契約変更あり。契約変更後金額は、111億2,468万6,400円(消費税込み)</td> </tr> <tr> <td>維持管理費</td> <td>50億6,100万円 (消費税込み) 平成25年(2013年)4月</td> <td>101億100万円 (消費税込み) 平成29年(2017年)4月</td> </tr> </tbody> </table> | 団体名 | ふじみ衛生組合 | 武蔵野市 | 施設名称 | クリーンプラザふじみ | 武蔵野クリーンセンター | 所在地 | 調布市 | 武蔵野市 | 施設規模 | 288 t/日 (144 t/日×2炉) | 120 t/日 (60 t/日×2炉) | 焼却方式 | ストーカ式 | ストーカ式 | 煙突高さ | 100m | 59m | 稼働開始 | 平成26年(2014年)4月 | 平成29年(2017年)4月 | 事業方式 | DBO方式 | DBO方式 | 建設費 | 101億6,400万円 (消費税込み) | 103億7,400万円 (消費税込み)平成29年3月に契約変更あり。契約変更後金額は、111億2,468万6,400円(消費税込み) | 維持管理費 | 50億6,100万円 (消費税込み) 平成25年(2013年)4月 | 101億100万円 (消費税込み) 平成29年(2017年)4月 | その他 |
| 団体名 | ふじみ衛生組合 | 武蔵野市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設名称 | クリーンプラザふじみ | 武蔵野クリーンセンター | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所在地 | 調布市 | 武蔵野市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設規模 | 288 t/日 (144 t/日×2炉) | 120 t/日 (60 t/日×2炉) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 焼却方式 | ストーカ式 | ストーカ式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 煙突高さ | 100m | 59m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 稼働開始 | 平成26年(2014年)4月 | 平成29年(2017年)4月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業方式 | DBO方式 | DBO方式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建設費 | 101億6,400万円 (消費税込み) | 103億7,400万円 (消費税込み)平成29年3月に契約変更あり。契約変更後金額は、111億2,468万6,400円(消費税込み) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 維持管理費 | 50億6,100万円 (消費税込み) 平成25年(2013年)4月 | 101億100万円 (消費税込み) 平成29年(2017年)4月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | ご意見等 | 組合の見解 | | 対応 | |
|--|------|-------|---|--|--|
| | | | 1日から平成45年(2033年)3月31日までの20年間 | 1日から平成49年(2037年)3月31日までの20年間 | |
| | | 備考 | 売電による収入は一定額を運営事業者に帰属し、超過する収入については、一定の割合で組合と運営事業者で分配。 | 売電による収入は市に帰属。 | |
| | | 団体名 | 浅川清流環境組合 | 町田市 | |
| | | 施設名称 | 新可燃ごみ処理施設 | 町田市熱回収施設等(仮称) | |
| | | 所在地 | 日野市 | 町田市 | |
| | | 施設規模 | 228t/日 (114t/日×2炉) | 258t/日 (129t/日×2炉) | |
| | | 焼却方式 | ストーカ式 | ストーカ式 | |
| | | 煙突高さ | 85m | 100m | |
| | | 稼働開始 | 平成32年(2020年)4月予定 | 平成34年(2022年)4月予定 | |
| | | 事業方式 | DBO方式 | DBO方式 | |
| | | 建設費 | 155億7,200万円 (消費税抜き) | 292億4,640万円 (消費税込み) | |
| | | 維持管理費 | 91億7,023万4千円 (消費税抜き)平成32年(2020年)4月1日から平成52年(2040年)3月31日までの20年間 | 169億5,600万円 (消費税込み)平成34年(2022年)1月1日から平成53年(2041年)3月31日までの約19年間 | |
| | | 備考 | 売電による収入は組合に帰属。 | 建設費・維持管理費にバイオガス化施設及び不燃・粗大ごみ処理施設含む。売電による収入は運営事業者に帰属。ただし、その3分の1に相当する金額を市に納付。 | |

| | ご意見等 | 組合の見解 | 対応 |
|---|--|---|------|
| 2 | <p>(2-1)</p> <p>燃焼工場(その他2工場)の100年計画の策定(3市の応分負担) 今回現状の小平市の敷地内での建設は狭隘な場所での建て替えは、費用面での上昇につながっております。この施設が老朽化した場合、次はどこに建設するのかの件は、現時点から検討を開始する必要があります。(燃焼工場は常に小平市にお願いすると言うのは公平ではありません)</p> <p>東大和市及び武蔵村山市は、今なら燃焼装置を設置できる面積を確保できる土地の確保が出来る筈です。装置の寿命が30年程度であれば、30年後及び60年後に向けて東大和市及び武蔵村山市の両市は燃焼工場を設置する形にすれば、100年工場移転ローテーションを組むことが出来、無駄な投資もする必要がなくなります。</p> <p>可能なら今回の施設も他市での建設も不可能ではないとも思われます。これは無理としても、現在建設の議論がされております。プラスチック中間処理工場及び計画中の粗大ごみ処理施設もいずれ新規工場の建設が必要となります。</p> <p>この為、この3工場の100年間での各市の工場引き受け計画を立案して、将来への道筋をつけて戴く事をご提案致します。</p> <p>従いまして衛生組合及び3市で100年計画プロジェクトを開設して、計画の立案の作成及び必要作業の開始をお願い申し上げます。</p> <p>下図の通り次回の工場建て替えはこの場所での建設は無理と思われ、別の建設場所の選定を今から調査及び選定を行い、将来建設場所選定の問題の発生を防ぐことが出来る。</p>  | <p>(2-1)</p> <p>現施設の建て替え後を見越した長期計画については、3市を含めた中でその議論をすべき時期が来ると考えます。現段階では、組合周辺地域の住民及び3市市民のご理解をいただきながら建て替え計画を進めたいと考えます。</p> | 参考意見 |
| | <p>(2-2)</p> <p>煙突の高さ 健康被害は無いとの保証は誰も出来ません。100m⇒60mへの変更は風向きによっては東大和の桜が丘のマンションに直接煙が影響を及ぼ</p> | <p>(2-2)</p> <p>大気汚染については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、科学的知見を基に十分な安全を見込んで環境基準が定められています。</p> | 参考意見 |

| ご意見等 | 組合の見解 | 対応 |
|---|---|------|
| <p>す事が予測されます。</p> <p>小平、東大和、立川及び武蔵村山市民の一層の健康を考慮するなら現在の100mの高さの煙突を選択すべきことをご提案致します。</p> <p>(可能な限り市民の健康を一番に考えるべきです。お金より大切な案件です)</p> <p>※図が添付されていましたが、第三者の著作物のため掲載は見合わせしました。</p> | <p>また、この環境基準を達成するために、施設からの排出基準値が定められています。</p> <p>本施設では、排ガスによる影響を極力防止するため、信頼性の高い公害防止設備を導入し、排出基準値より厳しい自主基準値を定めるとともに、施設の稼働においては自主基準値より更に低減した運転管理値を定め、これを目標として運転管理を行うなど、環境保全対策の充実を図ります。</p> <p>煙突の高さ(59.5mと100m)について、地上に到達する排ガス濃度を計算により比較したところ、識別できるほどの差はなく、どちらも環境基準を大幅に下回る結果となっています。ただし、周辺の高い建物や煙突自身により発生する風の渦や下降気流により短期的に地上の物質濃度が上昇する場合もあることから、短期的な影響については、別途実施する環境影響評価の中で風洞実験等により検証します。煙突の高さは、この検証により必要となった場合、見直すこととします。</p> | |
| <p>(2-3)</p> <p>小平・村山・大和衛生組合のごみ処理事業に関する連絡協議会の対象地区の拡大</p> <p>より3市の市民のごみ政策を理解させる為に、現状の地域拡大をすべきとご提案致します。</p> <p>下図の通り燃焼装置は小平市の西側であり、煙は北側、南側に流れる事が多い、この為、連絡協議会は地域住民のみでなく幅広い地域の住民を加えて戴きたい。</p>  | <p>(2-3)</p> <p>ご意見として伺います。</p> | 参考意見 |
| <p>(2-4)</p> <p>ごみの有料化／排出基準の統一化の促進</p> <p>既に実施している東大和市を一応の基準として、小平市及び武蔵村山市</p> | <p>(2-4)</p> <p>平成26年10月から有料化を導入している東大和市に加え、小平市は平成31年度から、武蔵村山市は平成34年度から、一般廃棄物処理基本</p> | その他 |

| | ご意見等 | 組合の見解 | 対応 |
|---|---|---|------|
| | はこれらの作業の一層の促進をお願いしたい。プラスチック中間工場の建設計画の具体化もあり、ある程度時間を必要とする本件は、是非具体化を急いで下さい。 | 計画の中で、ごみの有料化を導入する方針を示しています。 プラスチック類の排出基準は、平成31年度に、その他の排出基準の統一については、施設の竣工をもって統一できるように現在4団体で調整を続けています。 | |
| 3 | (3-1) 循環型社会形成法により廃棄物行政の立ち位置が大きく変わり、製品が廃棄物となることの抑制や循環資源となった場合に、適正・循環的な利用が更に求められています。「小・村・大」としても設置に関する計画等により、関連する自治体や事業者・市民の協力を得て、その対策を推進することです。 | (3-1) 今後の組合事業の参考とさせていただきます。 | 参考意見 |
| | (3-2) 廃棄物の適正処理は、産廃処理・処分施設の受け入れなど、地域づくりの重要なファクターです。単に施設が安全上の基準を満たしているからといって自由に設置してもよいという考えではなく、施設の設置場所には、その地域を構成し、さらには近隣に居住する住民との手続きや、廃棄物処理施設の生活環境上の要件の条例・規則等を、各自治体に留保することと、将来にわたる生活環境への説明責任、透明性、住民参加の確保とそのための方策が必要です。 ※周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について、適正な配慮がなされたものであること。 | (3-2) ごみ焼却施設については、ご意見のとおり、単に施設が安全上の基準を満たしているからといって自由に設置してよいというのではなく、都市計画法、廃棄物処理法、東京都条例、小平市条例等により満たすべき条件が定められています。(詳細は、本計画「第4章 第4節 施設整備に係る法規制条件等」を参照願います。) <p>本計画は、施設の基本的な条件、機能及び性能についてとりまとめたものであり、今後、本計画を基に要求水準書の作成や環境影響評価を実施するとともに、法規制等に適切に対応していきます。</p> <p>また、事業を進める中で、周辺環境への影響に関する項目や地域貢献に関わる項目等については、連絡協議会に報告し、意見をいただく予定です。</p> <p>なお、環境影響評価では、予測・評価した内容について公示・縦覧するとともに市民説明会を開催し、市民や関係市長から意見聴取を行い、いただいたご意見に対する見解の公表や専門的立場からその内容が審査されるなど、市民の皆様への説明責任、透明性を確保しています。</p> <p>※要求水準書とは、施設に必要とされる性能・機能等を示したもので、一般的には仕様書に相当するものです。しかし、要求水準書においては請負者の創意工夫を活かす余地を残すことにより、事業費の縮減や、サービスの向上を期待するところが、一般の仕様書とは異なっています。</p> | 参考意見 |
| | (3-3) 廃棄物処理施設について言えば、法令や条例による規制等を除き、地方公共団体は自治立法権の行使としての自治事務(小・村・大)の、法定受託業務の処理に当たっても独自の基準を含む上乘せ規制を条例で定めることが可能です。 | (3-3) 排ガスについては、大気汚染防止法等により排出基準が定められていますが、本計画では、法令等による規制値より厳しい自主基準値を設定します。また、本事業の実施による悪臭、騒音・振動、排水などの環境影響要因について、関係法令や小平市告示を順守します。 | 反映済み |

| | ご意見等 | 組合の見解 | 対応 |
|---|--|---|------|
| | (3-4) 廃棄物処理法で定められた施設の生活環境影響調査書に関し、関係住民や専門家からの意見聴取を行い、一定の配慮をすること。 | (3-4) 環境影響評価では、予測・評価した内容について公示・縦覧するとともに市民説明会を行い、市民や関係市長から意見聴取を行い、いただいたご意見に対する見解の公表や専門的立場からその内容が審査されるなど、一連の手続きが定められています。 本事業では、この手続きに従い、市民の皆様からの意見聴取や専門的立場からの審査が行われます。 | 参考意見 |
| | 廃棄物の処理施設と「小・村・大」の方向性 (3-5) 廃棄物の処理施設の設置や操業等は、大気や地下水の汚染等による周辺地域の生活環境への悪影響の懸念等から、「迷惑・嫌悪」されることが多く、周辺住民との間で何かと問題となったものも見受けられます。これらは、廃棄物処理法や都道府県等の「法許可」が必要なため、行政も巻き込まれることがあります。紛争の根本的な原因は、廃棄物施設の設置業者に対する周辺住民の「安心の欠如」すなわち「不安・不信感」であると解されます。これらに関連し「生活環境影響保全…について適正な配慮基準」が追加されました。※法アセス・公聴会等そしてこれらを行うことにより、相互理解が期待できます。要は、周辺住民の安心度の向上と住民不安に配慮し、行政（小・村・大）と住民との不安除去システムについて情報共有を行い、公聴会やパブリックコメントを実施し、一層の充実を目指していくことです。 | (3-5) 環境影響評価では、予測・評価した内容について公示・縦覧するとともに市民説明会を行い、市民や関係市長から意見聴取を行い、いただいたご意見に対する見解の公表や専門的立場からその内容が審査されるなど、一連の手続きが定められています。 本事業では、この手続きに従い、市民の皆様からの意見聴取や専門的立場からの審査が行われます。 また、環境の保全や地域防災に関する項目並びに本事業の進捗状況について、連絡協議会に諮るとともに、ホームページ及び広報紙「えんとつ」で公表するなど、市民の皆様のご理解を得られるよう努めます。 | 参考意見 |
| | (3-6) 市民は、①処理施設の維持・管理や整備体制 ②「小・村・大」の中間処理施設としての整備 ③可燃・不燃ごみ処理施設の整備・更新等その政策の取り組みについて関心を示しています。 | (3-6) 今後の組合事業の参考とさせていただきます。 | 参考意見 |
| | まとめ (3-7) 廃棄物処理技術とその対策は、 ①排出低減→再利用→再資源化（※3R）であり、廃棄物の処理・処分は最終的な手段である。「小・村・大」においても、処理・処分やリサイクルの対象となる廃棄物に対して、前処理や中間処理で利用される減容化のための基盤的な工程を進めることが大切です。 | (3-7) 循環型社会形成推進基本法では、廃棄物処理の基本原則として、①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分の順に優先順位が定められています。これを踏まえ、組合に持ち込まれる廃棄物については、金属等の回収や焼却残渣のエコセメント化施設への搬出など、廃棄物の資源化を実施しています。 本施設では、これらの資源化に加え熱回収を行います。 | 反映済み |
| 4 | (4-1) 市政の首長は過去、現在、将来に亘り俯瞰的見識、度量が求められます。 | (4-1) ご意見として伺います。 | 参考意見 |

| ご意見等 | 組合の見解 | 対応 |
|---|---|------|
| (4-2) 将来に拘わる大きなプロジェクトの判断は重く慎重な準備が伴います。 | (4-2) ご意見として伺います。 | 参考意見 |
| (4-3) この基本計画案の前に全事業基本計画を3市全市民は元より全関係者に知らせるべきで在る。 | (4-3) これまで策定した計画等については、ホームページ及び広報紙「えんとつ」で公表しています。 「3市共同資源化事業基本構想」(平成26年9月) 「3市共同資源物処理施設整備基本計画」(平成26年9月) 「(仮称)3市共同資源物処理施設整備実施計画」(平成28年2月) 「(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設整備基本計画(改訂版)」(平成29年3月) | 参考意見 |
| (4-4) 先ず「策定の流れ」、スタートは平成26年3年前では遅すぎる、衛生組合は専任担当プロ集団で現状を一番掌握している。 | (4-4) ご意見として伺います。 | 参考意見 |
| (4-5) 第1章、第2章の目的背景は当然で在る。 | (4-5) 本計画は、「周辺環境と調和し、地域に親しまれ、市民から信頼されるごみ処理施設」を目指し、お示しした整備方針に基づき整備を進めます。 | 反映済み |
| (4-6) 説明会参加者質問で冒頭の一人から素朴な一番大切な基本的発言がありました。 ・現在「在りき」で基本計画されている(案)説明会と理解している。 ・責任ある3市並びに衛生組合は他の適地を探す調査、検討等は行ったか。 (管理者である小林市長は怒顔で一笑にしたが、後で近所の立川市は今の施設を移転すると発言した「言われて気づいたのでは」) ・小平市中島町現在地は場所、敷地の規模、環境、未来を俯瞰するに適地か。 ・場所次第では3事業(新ごみ焼却施設事業、不燃処理粗大ごみ事業、資源物処理施設事業)が同所同処理が可能では。 【以下の部分は追加意見】 前記6、の現在地在りきで無く、他の適地調査をされたかの質問に対し検討していないと答弁、しかし近所に在る立川市のごみ処理施設は移転するので何処か聞いて診ると管理者が発言。直接立川市に行き地図で場所を聞くと、昭和記念公園に接した隣地(環境問題も検討した結果では) (3市候補地を諸資料で検討したのが下記力所) | (4-6) 本施設の建設用地については、行政資源の有効活用の観点から、現敷地について検討し、可能であるとの結論に至ったため、3市と協議のうえ、現在の場所で計画することとしました。次のごみ焼却施設の更新においては、3市全域から候補地を検討すべき時期が来ると考えます。 現施設は、稼働から、3号ごみ焼却施設が40年以上、4・5号ごみ焼却施設が30年以上経過し、25～30年といわれるごみ処理施設の稼働年数を超え、老朽化しています。3号ごみ焼却施設は、多摩地域では最も古く、また、稼働年数が40年を超えるごみ焼却施設は、全国的に見てもごく少数です。 組合の施設は3市地域に1つしかない施設であり、3市35万人の排出するごみを安定的に処理するためには、更新時期を遅らせることができないことから、今回ご提示したスケジュールで事業を進めていきます。 | 参考意見 |

| | ご意見等 | 組合の見解 | 対応 |
|-------|---|--|------|
| | <ul style="list-style-type: none"> 小平市にはブリヂストン工場が移転予定、付属する施設も計画出来る候補地在り。 東大和市には現在の廃プラ施設近辺西武鉄道沿線に沿い検討すべき敷地在り。 武蔵村山市には広い緑地が在り、平地には日産の工場跡地、今真如苑が所有している。 | | |
| (4-7) | <p>第5章の公営民営化「DBO」に問題は無いが、市民が見える様な新方式を更に検討を。</p> | <p>(4-7) 事業方式につきましては、公設民営（DBO）方式を基本に、PFI導入可能性調査、他市の事例等を参考に判断します。</p> | 反映済み |
| (4-8) | <p>第6章の財政計画は旧態を思わせる「どんぶり勘定」に聞こえ、財政計画とは程遠い、内容、独自の予算書も出来ずプラントメーカーヒアリングを基にと有る、まさに素人集団ではないか。</p> <p>【以下の部分は追加意見】</p> <p>前記8、財政計画の説明は理解するに程遠く、プラントメーカーヒアリングに替りボランティアで組合のサポート申し込みます。</p> | <p>(4-8) ごみ焼却施設は、プラントメーカー独自の技術を基に建設する高度な専門性を有する施設です。したがって、一般の公共施設のように発注者が図面を示し（設計し）、業者に発注する方式ではなく、発注者側が施設に必要とされる性能等の水準（要求水準書）を示し、設計を含めた施工契約締結を行う、性能発注方式が一般的です。</p> <p>本計画は、この要求水準書を作成する前段として、必要な基本事項を定めたもので、事業費については、複数のプラントメーカーの見積を参考に建設費を概算としてお示ししています。</p> <p>今後、本計画を基に要求水準書を作成し、詳細な建設費を算出していきます。</p> <p>※要求水準書とは、施設に必要とされる性能・機能等を示したもので、一般的には仕様書に相当するものです。しかし、要求水準書においては請負者の創意工夫を活かす余地を残すことにより、事業費の縮減や、サービスの向上を期待するところが、一般の仕様書とは異なっています。</p> | 参考意見 |
| (4-9) | <p>(仮称) 新ごみ焼却施設整備基本計画（案）の説明会に初参加しましたが、市民生活に欠かせない大切な資源、ごみ処理事業、個々ではなく全体計画が、あるべき姿です。稼働予定年度37年度が遅れても全体計画を原点に戻し、柔軟で且つ「しがらみ」に捉われない強力でしっかりした協議会の設立を提言します。</p> | <p>(4-9) 現施設は、稼働から、3号ごみ焼却施設が40年以上、4・5号ごみ焼却施設が30年以上経過し、25～30年といわれるごみ処理施設の稼働年数を超え、老朽化しています。3号ごみ焼却施設は、多摩地域では最も古く、また、稼働年数が40年を超えるごみ焼却施設は、全国的に見てもごく少数です。</p> <p>組合の施設は3市地域に1つしかない施設であり、3市35万人の排出するごみを安定的に処理するためには、更新時期を遅らせることができないことから、今回ご提示したスケジュールで事業を進めていきます。</p> <p>事業を進めるに当たっては、連絡協議会を通じて、組合周辺地域の住民</p> | 参考意見 |

| | ご意見等 | 組合の見解 | 対応 |
|---|--|---|------|
| | | との意見交換を図っていきます。 | |
| | (4-10) 新聞によると上尾市は市長、議長の汚職が在り、小平市も補助金不正支出が問題になっており、表題の計画(案)は原点に戻し再検討すべきです。工場の老朽問題は市民を交え実態を聞き補修等で延命を図る。 | (4-10) 現施設は、平成33年度までの稼働を目標に、平成15年度から平成18年度に15年間の延命化工事を行っています。 現施設は、稼働から、3号ごみ焼却施設が40年以上、4・5号ごみ焼却施設が30年以上経過し、25～30年といわれるごみ処理施設の稼働年数を超え、老朽化しています。3号ごみ焼却施設は、多摩地域では最も古く、また、稼働年数が40年を超えるごみ焼却施設は、全国的に見てもごく少数です。 組合の施設は3市地域に1つしかない施設であり、3市35万人の排出するごみを安定的に処理するためには、更新時期を遅らせることができないことから、今回ご提示したスケジュールで事業を進めていきます。 | 参考意見 |
| 5 | (5-1) ごみ処理問題は市民とは密接に関わることで焼却炉の更新についてもその必要性は十分に認識している。 そのうえで、当整備基本計画は大きな問題点を含んでいる。 現在の行政の事業の進め方は、一方的に行政の意のままに計画を進める、市民協働になっていない。それと何ら見直し、修正をしない点に大きな問題がある。 税金を使う事業は、常に市民ファーストで有るべきである。 『結論』 先日の説明会に参加して、改めて思ったことは、この事業をそのまま進めることは、将来にわたり大きな負担と禍根を残すことになるので、直ちに中止してやり直すべきと考える。 | (5-1) 本計画は、連絡協議会、懇談会、3市のご意見等も踏まえて、さらに、今回のパブリックコメント(意見公募)を通じて、広く情報を提供し、いただいた意見をふまえて進めています。次のごみ焼却施設の更新においては、3市全域から候補地を検討すべき時期が来ると考えます。 現施設は、稼働から、3号ごみ焼却施設が40年以上、4・5号ごみ焼却施設が30年以上経過し、25～30年といわれるごみ処理施設の稼働年数を超え、老朽化しています。3号ごみ焼却施設は、多摩地域では最も古く、また、稼働年数が40年を超えるごみ焼却施設は、全国的に見てもごく少数です。 組合の施設は3市地域に1つしかない施設であり、3市35万人の排出するごみを安定的に処理するためには、更新時期を遅らせることができないことから、今回ご提示したスケジュールで事業を進めていきます。 事業を進めるに当たっては、市民の皆様へ情報提供を行っていきます。 | 参考意見 |
| | 『理由』 (5-2) 財政計画と予算が不明朗であり、今発表されている建設費はあまりにも高額すぎる。 他の自治体の施設と比較して歴然としている。 | (5-2) 建設費について、全国の平成28年度契約実績では、施設規模が100t/日以上清掃工場の建設に係る施設規模単価は、トン当たり約9千7百万円(消費税8%含む)となっています。本計画で提示した建設費258億円(消費税10%含む)は、施設規模単価は、トン当たり約1億7百万円(消費税8%含む)であり、詳細な仕様がまだ決まっていない基本計画段階では、近年の建築費の動向を踏まえると、妥当な金額であると考えます。 | 参考意見 |

| | ご意見等 | 組合の見解 | 対応 |
|--|---|--|-------------|
| | | <p>今後、本計画を基に要求水準書を作成し、詳細な建設費を算出していきます。</p> <p>※要求水準書とは、施設に必要とされる性能・機能等を示したもので、一般的には仕様書に相当するものです。しかし、要求水準書においては請負者の創意工夫を活かす余地を残すことにより、事業費の縮減や、サービスの向上を期待するところが、一般の仕様書とは異なっています。</p> | |
| | <p>(5-3)</p> <p>3市の一部事務組合の事業なのに、建設用地が現行（小平市中島町）の用地以外検討されていない。</p> <p>この点は建設費の高騰の一番のネックになっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40数年中島町の地域住民にご迷惑をおかけしてきたのに、又継続するのか？ ・施設の更新するには現在地は狭くて使い難い。焼却炉と不燃・粗大ごみ処理の建物を別々に建てざるを得ない。 ・高さ制限をクリアするために半地下方式に掘り下げねばならない。 ・旧炉を短期間に急いで解体しなければならない。 ・工事期間中（約5年間）はごみの焼却を他の衛生組合に依頼しなければならない。 ・見積した時期がオリンピックの影響で高止まりの時だった。某プラントメーカーの担当者はオリンピックが過ぎれば自然に下がると認めている。 | <p>(5-3)</p> <p>本施設の建設用地については、行政資源の有効活用の観点から、現敷地について検討し、可能であるとの結論に至ったため、3市と協議のうえ、現在の場所で計画することとしました。次のごみ焼却施設の更新においては、3市全域から候補地を検討すべき時期が来ると考えます。</p> <p>現施設は、稼働から、3号ごみ焼却施設が40年以上、4・5号ごみ焼却施設が30年以上経過し、25～30年といわれるごみ処理施設の稼働年数を超え、老朽化しています。3号ごみ焼却施設は、多摩地域では最も古く、また、稼働年数が40年を超えるごみ焼却施設は、全国的に見てもごく少数です。</p> <p>組合の施設は3市地域に1つしかない施設であり、3市35万人の排出するごみを安定的に処理するためには、更新時期を遅らせることができないことから、今回ご提示したスケジュールで事業を進めていきます。</p> <p>建設費について、全国の平成28年度契約実績では、施設規模が100t/日以上清掃工場の建設に係る施設規模単価は、トン当たり約9千7百万円（消費税8%含む）となっています。本計画で提示した建設費258億円（消費税10%含む）は、施設規模単価は、トン当たり約1億7百万円（消費税8%含む）であり、詳細な仕様がまだ決まっていない基本計画段階では、近年の建築費の動向を踏まえると、妥当な金額であると考えます。</p> <p>今後、本計画を基に要求水準書を作成し、詳細な建設費を算出していきます。</p> <p>オリンピック後については、事業費が下がる確証は掴んでおりません。</p> <p>※要求水準書とは、施設に必要とされる性能・機能等を示したもので、一般的には仕様書に相当するものです。しかし、要求水準書においては請負者の創意工夫を活かす余地を残すことにより、事業費の縮減や、サービスの向上を期待するところが、一般の仕様書とは異なっています。</p> | <p>参考意見</p> |

| | ご意見等 | 組合の見解 | 対応 |
|--|---|---|------|
| | (5-4) 全ての事案について、3市の広域的な観点から検討されていない。 | (5-4) 本計画は、3市の市民などから排出される廃棄物を処理する施設であり、3市の一般廃棄物処理基本計画と整合を図りながら広域的な観点から検討を進めています。 現段階では、組合周辺地域の住民及び3市市民のご理解をいただきながら建て替え計画を進めたいと考えます。 | 参考意見 |
| | (5-5) 当プロジェクトに市民参加が足りない、全て行政が勝手に計画し実行しようとしている。3市の中には各々の業務のプロフェッショナルな人材がいるのに活用してない。 | (5-5) 本計画は、組合周辺地域の住民の代表者等で構成する連絡協議会、さらに3市市民（公募を含む）・学識経験者等で構成する懇談会においてご意見を頂きながらまとめたものです。 また、ホームページ及び広報紙「えんとつ」で本計画（案）を公表し、説明会を開催するとともに、パブリックコメントを実施し、広く意見募集を行っています。 本事業の実施による環境影響については、現在、環境影響評価の手続きを進めており、予測・評価の結果がまとまりましたら、説明会を行い、ご意見をいただきたいと考えております。 | 参考意見 |
| | 『提案』 (5-6) 先ず最優先でやるべきこと。3市のごみ分別基準の統一とごみの有料化で、特に有料化によりごみ量削減効果の大きいことは26市の中で明確に表れている。2～3年間減量の実績値を掴むこと。 | (5-6) 平成26年10月から有料化を導入している東大和市に加え、小平市は平成31年度から、武蔵村山市は平成34年度から、一般廃棄物処理基本計画の中で、ごみの有料化を導入する方針を示しています。 本計画は、ごみの発生量は有料化による減量効果を踏まえたものとしています。 排出基準の統一については、施設の竣工をもって統一できるように現在4団体で調整を続けています。 | 参考意見 |
| | (5-7) 現行、使用炉の延命化を図る（数年間分） | (5-7) 現施設は、平成33年度までの稼働を目標に、平成15年度から平成18年度に15年間の延命化工事を行っています。 現施設は、稼働から、3号ごみ焼却施設が40年以上、4・5号ごみ焼却施設が30年以上経過し、25～30年といわれるごみ処理施設の稼働年数を超え、老朽化しています。3号ごみ焼却施設は、多摩地域では最も古く、また、稼働年数が40年を超えるごみ焼却施設は、全国的に見てもごく少数です。 組合の施設は3市地域に1つしかない施設であり、3市35万人の排出するごみを安定的に処理するためには、更新時期を遅らせることができない | 参考意見 |

| | ご意見等 | 組合の見解 | 対応 |
|--------|--|--|------|
| | | いことから、今回ご提示したスケジュールで事業を進めていきます。 | |
| (5-8) | その5～6年間の間に建設用地を複数比較検討する。 | <p>(5-8)</p> <p>本施設の建設用地については、行政資源の有効活用の観点から、現敷地について検討し、可能であるとの結論に至ったため、3市と協議のうえ、現在の場所で計画することとしました。次のごみ焼却施設の更新においては、3市全域から候補地を検討すべき時期が来ると考えます。</p> <p>現施設は、稼働から、3号ごみ焼却施設が40年以上、4・5号ごみ焼却施設が30年以上経過し、25～30年といわれるごみ処理施設の稼働年数を超え、老朽化しています。3号ごみ焼却施設は、多摩地域では最も古く、また、稼働年数が40年を超えるごみ焼却施設は、全国的に見てもごく少数です。</p> <p>組合の施設は3市地域に1つしかない施設であり、3市35万人の排出するごみを安定的に処理するためには、更新時期を遅らせることができないことから、今回ご提示したスケジュールで事業を進めていきます。</p> | 参考意見 |
| (5-9) | 関心のある市民や専門家をいれた委員会等を立ち上げる、市民協働で進めるべきである。 | <p>(5-9)</p> <p>本計画は、組合周辺地域の住民の代表者等で構成する連絡協議会、さらに3市市民（公募を含む）・学識経験者等で構成する懇談会においてご意見を頂きながらまとめたものです。</p> <p>また、ホームページ及び広報紙「えんとつ」で本計画（案）を公表し、説明会を開催するとともに、パブリックコメントを実施し、広く意見募集を行っています。</p> | 参考意見 |
| (5-10) | 全て、費用対効果を軸に複数の案を比較検討する。 | <p>(5-10)</p> <p>本計画は、ごみ焼却施設の更新を視野に入れた「3市共同資源化事業基本構想」や、ごみ焼却施設更新の課題、採用する処理システム、施設更新の方法、周辺環境対策などを示した「今後の施設整備のあり方について報告書」をふまえて、施設の基本的な条件、機能及び性能等についてとりまとめたものです。</p> | 参考意見 |
| (5-11) | <p>事業の進捗は全て P・D・C・Aで行う。</p> <p>P 計画立案 ここに市民を参加させるべきで、市民ファーストの意識が必要</p> <p>D 実施、実行 税金を使う意識、費用対効果の観点で進める</p> <p>C チェック 常にチェック機能を働かせ、進捗度合や問題点を拾い上げる</p> | <p>(5-11)</p> <p>今後の組合事業の参考とさせていただきます。</p> | 参考意見 |

| | ご意見等 | 組合の見解 | 対応 |
|---|---|---|------|
| | A アクション Cの問題点は早い段階で見直し・修正を加える 行政はC、Aが足りない | | |
| | (5-12) 3市市民に対し徹底した情報公開と広報を行う（ブラックボックスを作らない） | (5-12) 本計画は、組合周辺地域の住民の代表者等で構成する連絡協議会、さらに3市市民（公募を含む）・学識経験者等で構成する懇談会においてご意見を頂きながらまとめたものです。 また、ホームページ及び広報紙「えんとつ」で本計画（案）を公表し、説明会を開催するとともに、パブリックコメントを実施し、広く意見募集を行っています。 今後も、事業を進めるに当たっては、市民の皆様へ情報提供を行ってまいります。 | 参考意見 |
| | 『考察』 (5-13) 現在の施設整備計画では財政計画に於いて3市（35万人）の税金を財源としていることを全く認識していない、これ程の大事業を計画するのに予算額が決められてない、プラントメーカーの言いなりに建設費を払い運営維持費も同様に概算数字さえも掴んでいない。常識として予算額が有り、それに収まるように整備計画を作るべきである。 老朽化を理由に急いで事業を進めようとしているが、稼働中の3炉は建設した時点で何十年後に寿命が来るのは承知のはずで市民に付けを回すことは矛盾している。 管理者（小林市長）が事務方にすべて任せているとの発言は無責任である、もっと勉強して欲しい。 当パブリックコメントも「アリバイづくり」で終わらないことを祈る。 | (5-13) ごみ焼却施設は、プラントメーカー独自の技術を基に建設する高度な専門性を有する施設です。したがって、一般の公共施設のように発注者が図面を示し（設計し）、業者に発注する方式ではなく、発注者側が施設に必要とされる性能等の水準（要求水準書）を示し、設計を含めた施工契約締結を行う、性能発注方式が一般的です。 本計画は、この要求水準書を作成する前段として、必要な基本事項を定めたもので、事業費については、複数のプラントメーカーの見積を参考に建設費を概算としてお示ししています。 今後、本計画を基に要求水準書を作成し、詳細な建設費を算出していきます。 ※要求水準書とは、施設に必要とされる性能・機能等を示したもので、一般的には仕様書に相当するものです。しかし、要求水準書においては請負者の創意工夫を活かす余地を残すことにより、事業費の縮減や、サービスの向上を期待するところが、一般の仕様書とは異なっています。 | 参考意見 |
| 6 | 以下の2項目について計4件の要望、意見がありますので宜しくお願いします。 1. 公害防止基準(P. 16)について「法令等による規制値より厳しい自主基準値を設定(表2-6)。さらに施設の稼働においては自主基準値より厳しい運転管理値を定めこれを目標値として運転管理」とある。より厳しい基準は住民にとり好ましいことであり歓迎します。その上で (6-1) 運転管理値は目標であり、これを越えた場合であっても自主基準値以下 | (6-1) 排ガスについては、大気汚染防止法等により排出基準が定められていますが、本計画では、法令等による規制値より厳しい自主基準値を設定します。自主基準値は、廃棄物処理法に基づき行う一般廃棄物処理施設設置届のなかで、順守すべき基準値として明記します。このことにより、自主基準値を超えた場合、操業を停止しなければなりません。 一方、運転管理値は、自主基準値を超過しないように運転するための目標値です。 | 参考意見 |

| | ご意見等 | 組合の見解 | 対応 |
|---|--|--|------|
| | であれば許容可とも考えられる。だとすると設定する意味がないことにもなるので、それぞれの値の扱いを明確にする必要があると考える。そうではなく自主基準値より運転管理値を優先するというのであれば、その数値の提示を望む。 | 具体的な運転管理値は、今後、業者選定の中で、ヒアリングや提案を基に設定します。 | |
| | (6-2) 自主基準値あるいは運転管理値に従い運転管理ということになるが、実際に管理するのは結構難しいことのように思われる。基準値あるいは管理値を超えた場合に施設の稼働にどのような影響が出るのかという事もあるので、どのような管理方法、管理手段を用いるのかを明らかにして欲しい。ただし、管理は容易で施設稼働には支障がないということであるならばその必要はない。 | (6-2) 自主基準値を設定するばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物及び水銀については、連続測定器により、リアルタイムで測定して管理します。 また、ダイオキシン類は、定期的な測定を行いますが、発生の要因となる一酸化炭素濃度や燃焼温度を指標として管理します。 | 参考意見 |
| | (6-3) 自主基準値は類似施設と同程度と評価しているが、相対的なものではなく、その値がどのような意味があるのか、例えば、法令等による規制値に対して、人体、環境などにどの程度の影響低減に繋がるものかなど、科学的根拠に基づく解説が付記されると良い。 | (6-3) 人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、科学的知見を基に十分な安全を見込んで環境基準が定められています。 また、この環境基準を達成するために、施設からの排出基準値が定められています。 自主基準値は、排出基準値と比較してさらに厳しい基準を設定します。法規制値や自主基準値の考え方について本計画に追記します。 | 反映する |
| | (6-4) 2. 土木建築計画(P. 42)について 構造計画の要点は耐震安全性 自然災害を対象にしているが、それだけではなく、事故への対応も考慮する必要がある。時々、消防車が出動する事故が発生している現状で付近の住民が不安になるような事態を回避できるように過去の事例から想定される最大の事故でも強度的に安全性が確保できる構造が必要と考える。 | (6-4) 建築物の耐震安全性に加えて、ごみピットを含めた火災予防及び消火対策、高圧・高温設備の安全防護対策、薬液漏洩予防対策、事故の波及防止対策など、過去の事故事例を教訓として、設備面、構造面、システム面などについて十分な対策を講じます。 「過去の事故事例を教訓とすること」について、本計画に追記します。 | 反映する |
| 7 | (7-1) 整備方針に市民とともに計画をつくる姿勢がない。 第1章第2節「目指すべき施設の姿」として、「周辺地域と調和し、地域に親しまれ、市民から信頼されるごみ処理施設」とあり、整備方針にも「地域住民との信頼関係の継続」を掲げ、「連絡協議会をはじめ、市民のご意見をうかがいながら、本施設の整備及び運営を行います」としています。しかし、残念ながら、計画を策定する最初の段階から、衛生組合担当者と市民代表が同じスタートラインに立って、計画の必要性、立地の選定、施設 | (7-1) 本計画は、組合周辺地域の住民の代表者等で構成する連絡協議会、さらに3市市民(公募を含む)・学識経験者等で構成する懇談会においてご意見を頂きながらまとめたものです。 また、ホームページ及び広報紙「えんとつ」で本計画(案)について公表し、説明会を開催するとともに、パブリックコメントを実施し、広く意見募集を行っています。 必要性、処理システム、施設用地等については、ごみ焼却施設の更新を | 参考意見 |

| | ご意見等 | 組合の見解 | 対応 |
|--|---|--|-------------|
| | <p>の規模、処理方法などを検討する過程は、整備・運営方針には含まれていませんでした。単に、手続きとして、市民説明会を行い、パブリックコメントを募集することは実施するものの、それで市民の意見を聞いたとして、終わりです。これでは、市民が自分たちが毎日出すごみがどのように処理され、環境にどのような影響を与え、自分たちの税金がどのように使われているか、知ることはできません。市民は、ごみを自分の家から排出すれば終わり、ごみ問題に関心をもつことはありません。それでは地球温暖化防止など、広く社会的に要請されているごみ減量を推進する動きは出てきません。</p> <p>私たちが、計画のスタートラインからの施設検討委員会を求めてきたのは、そこでの議論とその拡散こそが市民のごみ減量に対する取組みの真剣度を増し、成果を挙げる鍵だと考えたからです。</p> <p>私が代表である三市ごみ連絡会などが提出した施設検討委員会設置の陳情は、そうした趣旨で提案され、小平・村山・大和衛生組合（以下、小村大と略）議会で採択されました。（2016年11月22日）</p> <p>しかるに、小村大は、委員公募なし、少人数の意見を聞くだけの懇談会で進めようとしていました。（私たちの抗議で、各市1名の公募委員を追加）</p> <p>2015年8月の貴衛生組合の報告書「今後の施設整備のあり方について」のなかで、（第3章 施設更新における課題）「施設更新に係る合意形成」の項目として、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 必要性（不要な施設ではないか） 2. 処理システム（非焼却など他の方式がベターでないか） 3. 施設用地（他に適地があるのではないか） <p>（以下略）</p> <p>としています。にもかかわらず、これらの項目の検討は殆ど全く行わず、従って、検討結果の発表もなく、今回この施設整備基本計画（案）が発表されていることに、強い疑問を感じます。</p> <p>2000年ころ、焼却施設の建替え計画が提案され、ダイオキシン対策の改修に変更されてから、10数年経過しています。この間、市民を交えた施設整備の検討がなぜもっと早くから、余裕をもって、なされなかったのか、理解に苦しみます。</p> | <p>視野に入れた「3市共同資源化事業基本構想」や、ごみ焼却施設更新の課題、採用する処理システム、施設更新の方法、周辺環境対策などを示した「今後の施設整備のあり方について報告書」において検討してきました。</p> <p>本計画は、これらをふまえて、施設の基本的な条件、機能及び性能等についてとりまとめたものです。</p> | |
| | <p>(7-2) ごみ減量の取組みが不徹底 新しい焼却施設をつくる以上、かつてはトン当たり5,000万円、い</p> | <p>(7-2) 平成26年10月から有料化を導入している東大和市に加え、小平市は平成31年度から、武蔵村山市は平成34年度から、一般廃棄物処理基本</p> | <p>参考意見</p> |

| ご意見等 | 組合の見解 | 対応 |
|--|---|------|
| <p>まや1億円に近い建設コストを考えると、その規模をできるだけ小さくするために、ごみ減量は必要不可欠です。ごみ減量の決め手である家庭ごみ有料化が3市とも遅れ、多摩地域における最後尾のグループになっています。(東大和市は2014年10月に実施)私は、小村大として各市に速かな有料化実施を要請して、実現すべきだったと考えます。</p> <p>同時に、事業系一般廃棄物に係る処理手数料が3市とも多摩地域最低レベルで、このため、事業系ごみの減量が進んでいません。</p> <p>小村大は各市の処理手数料引上げによる減量を要請すべきでした。</p> <p>これらの施策による処理ごみ減量の見通しがつけば、予定されている新しい焼却施設の規模を更に縮小できるものと考えます。</p> | <p>計画の中で、ごみの有料化を導入する方針を示しています。</p> <p>排出抑制・再利用については、3市は一般廃棄物処理基本計画の策定作業、見直し作業を進めており、その中で減量目標を掲げています。</p> | |
| <p>(7-3)</p> <p>災害廃棄物量の上乗せは必要か</p> <p>施設規模の設定は、平常時の計画年間日平均処理量164.27t/日プラス災害廃棄物量10%(=16.43t/日)÷実稼働率0.8÷調整稼働率0.96≒236t/日としています。他市・他組合の事例を見ると、災害廃棄物量が5%以下や0%の事例もあり、その理由として、焼却能力に余裕があり、緊急時における相互支援体制が確保されていることを挙げています。</p> <p>上記計算の根拠として、施設の稼働日数を280日としているのに対し、200t規模のストーカ炉では年間300日稼働可能という実態があり、その上、多摩地域全体でみた場合、17施設4,474t/日の処理能力があるのに対し、実際の処理量は2,232t/日(2015年度)で約半分の余裕があります。</p> <p>こうした事情を勘案したとき、果して、10%の上乗せが必要か、疑問です。現に5%以下や0%の事例もあるので、再検討が必要ではないでしょうか。</p> | <p>(7-3)</p> <p>平成25年5月に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」では、東日本大震災で発生した大量の災害廃棄物の処理が大きな社会問題となったことを踏まえ、通常の廃棄物処理に加え、一定期間で災害廃棄物の処理が完了するよう、一定程度の余裕をもった焼却施設の能力を維持することが重要としています。</p> <p>災害廃棄物の処理量の割合は、施設規模や災害廃棄物量の違い、又は災害廃棄物の処理期間の考え方など、各団体によって割合が異なっていると考えられます。</p> <p>災害廃棄物量10%は、過大な施設規模とならない範囲で、平常時の安定的な連続運転を考慮し設定したのですが、ごみ搬入量の変動した場合や、他団体との相互支援に活用できると考えています。</p> <p>相互支援体制は、支援を受ける場合だけでなく、支援する場合も想定する必要があります。</p> <p>なお、施設の年間稼働日数は、環境省の課長通知「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取扱について」(環廃対発第031215002号平成15年12月15日)において280日とされているのに対し、本計画では292日としています。</p> | 参考意見 |
| <p>(7-4)</p> <p>排ガス基準はトップレベルに</p> <p>排ガス基準を現在より大幅に厳しい基準値にしたことは評価できます。しかし、表2-7(P.18)に示されているように、多摩地域で現在、建設に向かっている施設、浅川清流環境組合、町田市、立川市の新清掃工場の設定基準値と比べると、ばいじん、窒素酸化物、ダイオキシン類でゆる</p> | <p>(7-4)</p> <p>大気汚染については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、科学的知見を基に十分な安全を見込んで環境基準が定められています。この環境基準を達成するために、排ガスに対する法規制値が定められており、本施設では、より厳しい自主基準値を設定しました。この自主基準値は、東京二十三区清掃一部事務組合など</p> | 参考意見 |

| | ご意見等 | 組合の見解 | 対応 |
|---|--|---|------|
| | い基準値となっています。最新の技術を用いてつくる新施設では、これらの施設と同等の機能を持つと考えられますので基準値をトップレベルの低い水準に設定するよう要望します。 | の既に稼働実績のある施設において採用されている全国的に見ても高水準の値であり、本計画でお示ししたとおりとします。 | |
| | (7-5) 事業費の明示を 全体事業費は目安として建設工事258億円、解体工事35億円、合計293億円が示されています。ごみ処理支援に係る費用及び運営・維持管理に係る費用について、他市・他組合の実績を参考にして、現時点での概算見積りを示す必要があります。 | (7-5) ごみ焼却施設は、プラントメーカー独自の技術を基に建設する高度な専門性を有する施設です。したがって、一般の公共施設のように発注者が図面を示し（設計し）、業者に発注する方式ではなく、発注者側が施設に必要なとされる性能等の水準（要求水準書）を示し、設計を含めた施工契約締結を行う、性能発注方式が一般的です。 本計画は、この要求水準書を作成する前段として、必要な基本事項を定めたもので、事業費については、複数のプラントメーカーの見積を参考に建設費を概算としてお示ししています。 なお、ごみ処理支援や運営に係る費用については、詳細な支援量、運営方式、要求水準書などが定まった段階で詳細検討を行い、全体事業費を算出します。 ※要求水準書とは、施設に必要なとされる性能・機能等を示したもので、一般的には仕様書に相当するものです。しかし、要求水準書においては請負者の創意工夫を活かす余地を残すことにより、事業費の縮減や、サービスの向上を期待するところが、一般の仕様書とは異なっています。 | 参考意見 |
| 8 | (8-1) 建設予定地についての疑問 小平市中島町の現ごみ処理施設を建て替えるという案ですが、小平市中島町・及びその周辺の地域住民の意向が全く示されていません。すでに地域住民の理解をえてすすめているということでしょうか。少なくとも東大和市については理解が得られているとは言えない状況です。 中島町及びその周辺住民（東大和・立川・武蔵村山の当該地域など）は、すでに40年以上にわたってごみ処理施設の影響下に置かれ続けているのです。現実態があるからといって、これ以上の負担を地域住民に押し付けるとするのは納得できません。そもそも3市共同事業であるならば、3市の中から複数の適地を抽出し、それを3市住民に示して選定と理解を得ることから進めるべきです。 小平市中島町ありきですすめられているとすれば、行政の怠慢ともいえるふるまいです。廃プラ施設建設にも見られたように、重大な禍根を残すこととなります。 | (8-1) 本施設の建設用地については、行政資源の有効活用の観点から、現敷地について検討し、可能であるとの結論に至ったため、3市と協議のうえ、現在の場所で計画することとしました。次のごみ焼却施設の更新においては、3市全域から候補地を検討すべき時期が来ると考えます。 現施設は、稼働から、3号ごみ焼却施設が40年以上、4・5号ごみ焼却施設が30年以上経過し、25～30年といわれるごみ処理施設の稼働年数を超え、老朽化しています。3号ごみ焼却施設は、多摩地域では最も古く、また、稼働年数が40年を超えるごみ焼却施設は、全国的に見てもごく少数です。 組合の施設は3市地域に1つしかない施設であり、3市35万人の排出するごみを安定的に処理するためには、更新時期を遅らせることができないことから、今回ご提示したスケジュールで事業を進めていきます。 | 参考意見 |

| | ご意見等 | 組合の見解 | 対応 |
|--|--|--|-------------|
| | <p>(8-2)</p> <p>ごみ回収事業の不統一の是正</p> <p>ごみ排出量の抑制は、製造段階・販売段階・消費段階の全てで取り組まなければならないと思います。そして、回収段階はごみ処理の入り口であるとともに、ごみ排出抑制のゴールです。</p> <p>その回収事業について、3市共同事業であるにもかかわらず、3市のごみ回収基準が統一されていません。家庭ごみは、3市の中でごみ処理の有料化が実施されているのは東大和市のみです。ごみの有料化は、ごみ排出量の抑制にも結び付きます。</p> <p>また、事業所系のごみの回収料金も統一されていません。まずなすべきは3市のごみ回収統一基準ではないでしょうか。</p> | <p>(8-2)</p> <p>排出基準の統一については、施設の竣工をもって統一できるように現在4団体で調整を続けています。</p> | <p>参考意見</p> |
| | <p>(8-3)</p> <p>煙突の高さについての疑念</p> <p>案では59メートルの煙突にする理由として、「生活環境への影響は小さく、大気中の濃度も差がない」と主張しています。また、「濾過により有害物質を除去する」ので問題はないと説明しています。もしそうだとすると、ダウンウォッシュ・やダウンドラフトを考えると単純には影響がないとは言い切れません。</p> <p>さらに、小平中島町南側に隣接して幸町団地、西武拝島線の線路を挟んだ北側には東大和市桜が丘側には30m以上のマンションが林立しています。有害物質の地上到達時点での希釈率は基準値以下だとしても、地上30メートル地点でも同じではありません。当然、濃度の高い排出ガスを浴びることになります。</p> <p>煙突の高さは排出ガスの地上到達量と密接な関係にあります。つまり、煙突の高さ増加は、希釈率の低減に直結します。このことを考えると、煙突が59mよりは100mのほうがよいというのは地域住民としての当然の感想ではないでしょうか。</p> <p>地域住民の理解を得ようとするならば、コストを優先するのではなく、最大限の公害防止策を講じるべきです。そのためには煙突の高さは最優先の課題です。「最新の燃焼技術やろ過技術」と言われても、とても納得できるものではありません。</p> | <p>(8-3)</p> <p>大気汚染については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、科学的知見を基に十分な安全を見込んで環境基準が定められています。</p> <p>また、この環境基準を達成するために、施設からの排出基準値が定められています。</p> <p>本施設では、排ガスによる影響を極力防止するため、信頼性の高い公害防止設備を導入し、排出基準値より厳しい自主基準値を定めるとともに、施設の稼働においては自主基準値より更に低減した運転管理値を定め、これを目標として運転管理を行うなど、環境保全対策の充実を図ります。</p> <p>煙突の高さ（59.5mと100m）について、地上に到達する排ガス濃度を計算により比較したところ、識別できるほどの差はなく、どちらも環境基準を大幅に下回る結果となっています。ただし、周辺の高い建物や煙突自身により発生する風の渦や下降気流により短期的に地上の物質濃度が上昇する場合もあることから、短期的な影響については、別途実施する環境影響評価の中で風洞実験等により検証します。煙突の高さは、この検証により必要となった場合、見直すこととします。</p> | <p>参考意見</p> |
| | <p>(8-4)</p> <p>財政計画の不透明性</p> <p>財政計画が概算でしか記されておらず、また各市の市民が平均どれぐら</p> | <p>(8-4)</p> <p>ごみ焼却施設は、プラントメーカー独自の技術を基に建設する高度な専門性を有する施設です。したがって、一般の公共施設のように発注者が図</p> | <p>参考意見</p> |

| | ご意見等 | 組合の見解 | 対応 |
|---|--|--|------|
| | <p>いの負担をすることになるのか示されなければ、実感がなく「自分ごと」として考えられません。</p> <p>具体的に示されているのは建設工事費・解体工事費のみです。ほかにも他市へのごみ処理を依頼する費用や、燃料費・人件費を含めた維持管理費・運送費など、多くの経費が見込まれるはずです。また、煙突の長さの違いによる試算が示されていません。</p> <p>ここに示されている約300億という金額についても、交付金（どこからの？）で3割を賄うとしていますが、残りの7割は地方債という借金や税金を使うことになるわけです。7割として210億、その他にも上記で示した負担が重くのしかかり、さらに廃プラ施設の建設・維持管理費も加わります。財政規模は計り知れません。</p> <p>もう少し、具体的で現実的な試算をしていただき、さらに市民ひとりひとりにおける平均的な負担割合を示していただきたいと思います。</p> | <p>面を示し（設計し）、業者に発注する方式ではなく、発注者側が施設に必要なとされる性能等の水準（要求水準書）を示し、設計を含めた施工契約締結を行う、性能発注方式が一般的です。</p> <p>本計画は、この要求水準書を作成する前段として、必要な基本事項を定めたもので、事業費については、複数のプラントメーカーの見積を参考に建設費を概算としてお示ししています。</p> <p>なお、ごみ処理支援や運営に係る費用については、詳細な支援量、運営方式、要求水準書などが定まった段階で詳細検討を行い、全体事業費を算出します。</p> <p>※要求水準書とは、施設に必要なとされる性能・機能等を示したもので、一般的には仕様書に相当するものです。しかし、要求水準書においては請負者の創意工夫を活かす余地を残すことにより、事業費の縮減や、サービスの向上を期待するところが、一般の仕様書とは異なっています。</p> | |
| 9 | <p>(9-1)</p> <p>焼却施設の更新にあたり適切な用地選定が行われていない。</p> <p>資源物処理施設の連絡協議会において、武蔵村山のし尿処理施設は5市での運営であり、3市共同資源化事業とは関係がないこと、また、3市応分負担での用地選定は存在せず、次回の建て替えには武蔵村山市からも建設用地選定をすとの発言があった。次回からではなく、今回から3施設につき、選定理由を選定経緯を明確した用地選定をすべき。</p> | <p>(9-1)</p> <p>本施設の建設用地については、行政資源の有効活用の観点から、現敷地について検討し、可能であるとの結論に至ったため、3市と協議のうえ、現在の場所で計画することとしました。次のごみ焼却施設の更新においては、3市全域から候補地を検討すべき時期が来ると考えます。</p> <p>現施設は、稼働から、3号ごみ焼却施設が40年以上、4・5号ごみ焼却施設が30年以上経過し、25～30年といわれるごみ処理施設の稼働年数を超え、老朽化しています。3号ごみ焼却施設は、多摩地域では最も古く、また、稼働年数が40年を超えるごみ焼却施設は、全国的に見てもごく少数です。</p> <p>組合の施設は3市地域に1つしかない施設であり、3市35万人の排出するごみを安定的に処理するためには、更新時期を遅らせることができないことから、今回ご提示したスケジュールで事業を進めていきます。</p> | 参考意見 |
| | <p>(9-2)</p> <p>計画ごみ質の予測、ごみ質の予測方法において、使用された小平市のごみ質データが組成分析結果であるなら、2回しか行われていない結果のバラツキが大きくデータとして正確である根拠がないことが資源物処理施設の連絡協議会で判明している。基本計画案15pにも「小平市のプラスチック製容器包装のリサイクル・分別変更による可燃性成分中のプラスチック類の減少を見込んでごみ質を補正。東大和市、武蔵村山市については可燃成分の大きな変更はないと想定」とあり、2市については、容リ</p> | <p>(9-2)</p> <p>計画ごみ質は、組合に搬入された可燃ごみの組成分析データを用いて設定しています。可燃ごみの組成分析は毎年4回実施しており、過去6年間分の組成分析結果を用いています。</p> <p>なお、小平市のプラスチック製容器包装の分別変更による可燃性成分中のプラスチック類の減少を見込んで推計しています。</p> <p>東大和市及び武蔵村山市については、上述のとおり、組合に搬入された可燃ごみを分析しており、民間処理施設で処理された分の組成分析データ</p> | 参考意見 |

| | ご意見等 | 組合の見解 | 対応 |
|--|--|---|-------------|
| | <p>プラ・ペットは民間での委託処理のため、焼却に持ち込んでおらず、民間処理でえた実績値です。</p> <p>小平市がたった2回のバラツキのある組成分析結果をもって予測量として、資源物処理施設、焼却施設の建設を進めるのは、施設規模の確定に大きな問題が生じます。同様の理由で16p、計画ごみ質の結果(表2-5)の信憑性も問われる。</p> | <p>は用いていません。</p> | |
| | <p>(9-3)</p> <p>公害防止基準の設定では、採用をしている施設数が多い基準値を本施設においても取り入れているように思える。新しい施設を建設するのでだから、厳しい基準値で設定すべきです。</p> | <p>(9-3)</p> <p>大気汚染については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、科学的知見を基に十分な安全を見込んで環境基準が定められています。この環境基準を達成するために、排ガスに対する法規制値が定められており、本施設では、より厳しい自主基準値を設定しました。この自主基準値は、東京二十三区清掃一部事務組合などの既に稼働実績のある施設において採用されている全国的に見ても高水準の値であり、本計画でお示ししたとおりとします。</p> | <p>参考意見</p> |
| | <p>(9-4)</p> <p>煙突整備では、煙突の高さ59.5mと100mの場合、おのおのの地上到達濃度が最大濃度となる地点はどこか、明記してください。</p> | <p>(9-4)</p> <p>現在、環境影響評価を実施中であり、この中で、現在の気象データの調査や、風洞実験の結果を踏まえて、詳細な排ガスの拡散シミュレーションを行います。結果につきましては、公示・縦覧する環境影響評価書案の中でお示しします。</p> <p>なお、煙突高さによる排ガス影響の比較検討のために行った既存の気象データ等を用いた排ガスの拡散シミュレーションで地上到達濃度が最大濃度となる地点は、煙突高さ59.5mでは、計画地の南南西約650m付近、煙突高さ100mでは、計画地の南南西約810m付近となっています。</p> <p>本計画に追記します。</p> | <p>反映する</p> |
| | <p>(9-5)</p> <p>誰もが分かるよう地図上に排ガスの拡散シミュレーションを提示してください。</p> | <p>(9-5)</p> <p>現在、環境影響評価を実施中であり、この中で、現在の気象データの調査や、風洞実験の結果を踏まえて、詳細な排ガスの拡散シミュレーションを行います。結果につきましては、公示・縦覧する環境影響評価書案の中でお示しします。</p> | <p>参考意見</p> |
| | <p>(9-6)</p> <p>排ガス濃度が環境基準値以下であり、高さが変わっても小数点第3位程度だから我慢が出来るかということは、影響下となる方が主導で検討されるべき事です。影響下となる地域を明確に提示下さい。</p> | <p>(9-6)</p> <p>現在、環境影響評価を実施中であり、この中で、現在の気象データの調査や、風洞実験の結果を踏まえて、詳細な排ガスの拡散シミュレーションを行います。結果につきましては、公示・縦覧する環境影響評価書案の中</p> | <p>参考意見</p> |

| ご意見等 | 組合の見解 | 対応 |
|--|--|------|
| | でお示しします。 | |
| <p>(9-7) 基本計画案では、煙突の高さを59.5mに導く為のメリットのみが記載されています。近隣の高層階マンションでは、排ガスを正面に受ける、または受ける恐怖感があるというデメリットも記載して下さい。</p> | <p>(9-7) 煙突の高さ(59.5mと100m)について、地上に到達する排ガス濃度を計算により比較したところ、識別できるほどの差はなく、どちらも環境基準を大幅に下回る結果となっています。ただし、周辺の高い建物や煙突自身により発生する風の渦や下降気流により短期的に地上の物質濃度が上昇する場合もあることから、短期的な影響については、別途実施する環境影響評価の中で風洞実験等により検証します。煙突の高さは、この検証により必要となった場合、見直すこととします。</p> | 参考意見 |
| <p>(9-8) 新ごみ焼却施設の懇談会では、航空障害灯を目印にしてヘリコプター飛び夜間の騒音となるので障害灯のない59.5mの煙突にして欲しいという発言があったが、それに対して行政からは何の補足説明もなかったと聞いています。 当地のヘリコプターには飛行経路が決まっており障害灯があってもなくても飛行経路が変わるとは思いません。 関係機関に問い合わせのうえ正確な情報を提供して下さい。</p> | <p>(9-8) 陸上自衛隊立川駐屯地に確認したところ、以下の回答をいただきました。 (1) 一般的に航空障害灯については、夜間障害物があるという目印にしているが、飛行航路に関する目標としてはいない。 (2) 障害灯があるなしに関わらず夜間ヘリコプターは飛行するが、障害灯がある場合は避ける。</p> | 参考意見 |
| <p>(9-9) 煙突からわずか500mほどの距離に資源物処理施設の建設が予定されており、煙突は排ガスを高さで拡散しますが、資源物処理施設からのVOCは比重が重く施設付近に滞留します。煙突を低くして拡散の範囲を狭めることは、より狭い地域に環境負荷をかけることに他なりません。 化学物質勉強会では、行政と市民とのジャッジメントはしないという講師の方からも、プラスチックという利便性にともなうリスクを、利便性を享受した人が平等に分けられればいいが、焼却炉に近いこの場所に施設が集中するのはアンバランスだという旨の発言がありました。 ゴミの排出はどなたも一緒。一部の地域にだけ環境負荷をかけないために排ガスを拡散するという煙突の本来の目的を排除せず、現在の100mの高さは絶対に維持して下さい。</p> | <p>(9-9) 大気汚染については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、科学的知見を基に十分な安全を見込んで環境基準が定められています。 また、この環境基準を達成するために、施設からの排出基準値が定められています。 本施設では、排ガスによる影響を極力防止するため、信頼性の高い公害防止設備を導入し、排出基準値より厳しい自主基準値を定めるとともに、施設の稼働においては自主基準値より更に低減した運転管理値を定め、これを目標として運転管理を行うなど、環境保全対策の充実を図ります。 煙突の高さ(59.5mと100m)について、地上に到達する排ガス濃度を計算により比較したところ、識別できるほどの差はなく、どちらも環境基準を大幅に下回る結果となっています。ただし、周辺の高い建物や煙突自身により発生する風の渦や下降気流により短期的に地上の物質濃度が上昇する場合もあることから、短期的な影響については、別途実施する環境影響評価の中で風洞実験等により検証します。煙突の高さは、この検証により必要となった場合、見直すこととします。</p> | 参考意見 |

| | ご意見等 | 組合の見解 | 対応 |
|--|---|---|-------------|
| | <p>(9-10)</p> <p>基本計画（案）として、煙突の高さでの比較をしながら、建築計画では59.5mの立面図が提示され、100mの立面図は検討されていません。</p> <p>資源物処理施設の際にも、ピット方式とヤード方式が提示・説明されましたが、委員には検討も議論の余地もなく、ピット方式にすると行政が決定していました。</p> <p>焼却炉においても同様に、意見募集をしたという既成事実をつくるためだけで、概ねにおいて組合が決めた事項を変更する意志は全くないと感じます。</p> | <p>(9-10)</p> <p>大気汚染については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、科学的知見を基に十分な安全を見込んで環境基準が定められています。</p> <p>また、この環境基準を達成するために、施設からの排出基準値が定められています。</p> <p>本施設では、排ガスによる影響を極力防止するため、信頼性の高い公害防止設備を導入し、排出基準値より厳しい自主基準値を定めるとともに、施設の稼働においては自主基準値より更に低減した運転管理値を定め、これを目標として運転管理を行うなど、環境保全対策の充実を図ります。</p> <p>煙突の高さ（59.5mと100m）について、地上に到達する排ガス濃度を計算により比較したところ、識別できるほどの差はなく、どちらも環境基準を大幅に下回る結果となっていること、景観、コスト面から59.5mを基本とし、立面図にもそのように示しました。ただし、周辺の高い建物や煙突自身により発生する風の渦や下降気流により短期的に地上の物質濃度が上昇する場合もあることから、短期的な影響については、別途実施する環境影響評価の中で風洞実験等により検証します。煙突の高さは、この検証により必要となった場合、見直すこととします。</p> <p>また、本計画は、連絡協議会、懇談会、3市のご意見等も踏まえて、さらに、今回のパブリックコメント（意見公募）を通じて、広く情報を提供し、いただいた意見をふまえています。</p> | <p>参考意見</p> |
| | <p>(9-11)</p> <p>情報公開について、平成23年3月に小平・村山・大和衛生組合の4号炉において【燃焼ガス排出事故】があり、有害な排出ガスが管理目標値、規制値を超えて排出され、都へ事故届けをしていたことを情報公開請求で知ったが、衛生組合はその事実を3市の市民に情報提供をしていません。</p> <p>広報紙「えんとつ」への掲載は、タイミングあわなかったとの言い訳を聞きましたが、即座にも対応が出来るホームページにさえ掲載されませんでした。</p> <p>本当に情報公開していく気持ちがおありでしょうか。</p> | <p>(9-11)</p> <p>本計画は、組合周辺地域の住民の代表者等で構成する連絡協議会、さらに3市市民（公募を含む）・学識経験者等で構成する懇談会においてご意見を頂きながらまとめたものです。</p> <p>また、ホームページ及び広報紙「えんとつ」で本計画（案）を公表し、説明会を開催するとともに、パブリックコメントを実施し、広く意見募集を行っています。</p> <p>本事業の実施による環境影響については、現在、環境影響評価の手続きを進めており、予測・評価の結果がまとまりましたら、説明会を行い、ご意見をいただきたいと考えております。</p> <p>また、整備期間中は、工事の進捗状況や環境調査の結果などを公表するとともに、本施設稼働後についても、排ガス、振動、騒音等の環境調査結果を公表します。あわせて、施設の維持管理状況等についてホームページ</p> | <p>参考意見</p> |

| | ご意見等 | 組合の見解 | 対応 |
|----|--|---|------|
| | | 及び広報「えんとつ」で分かり易く公開するなど、積極的に情報を公開します。 | |
| | (9-12) 小平市中島町も、東大和市桜が丘も線路を挟んではいますが、同じ地域です。 もし、同じ市内であれば、同じ地域に新たにごみ処理施設を建設することは考えがたいことです。建設用地の比較検討も行わない行政の事業の進め方では、未来永劫、中島町と桜が丘にごみ処理施設をおく事になりかねません。 桜が丘に3市共同の施設が出来るのであれば、中島町の焼却施設は、他の地域に移転していただきたい。中島町の方にとってもそれが良いことだと考えます。 | (9-12) 本施設の建設用地については、行政資源の有効活用の観点から、現敷地について検討し、可能であるとの結論に至ったため、3市と協議のうえ、現在の場所で計画することとしました。次のごみ焼却施設の更新においては、3市全域から候補地を検討すべき時期が来ると考えます。 現施設は、稼働から、3号ごみ焼却施設が40年以上、4・5号ごみ焼却施設が30年以上経過し、25～30年といわれるごみ処理施設の稼働年数を超え、老朽化しています。3号ごみ焼却施設は、多摩地域では最も古く、また、稼働年数が40年を超えるごみ焼却施設は、全国的に見てもごく少数です。 組合の施設は3市地域に1つしかない施設であり、3市35万人の排出するごみを安定的に処理するためには、更新時期を遅らせることができないことから、今回ご提示したスケジュールで事業を進めていきます。 | 参考意見 |
| 10 | (10-1) 公害防止基準について 厳しい自主基準を設けるとしているが、ゼロではなく、排ガスが増えることに変わりはない。長年にわたりその空気を吸い続けることによる健康への影響が心配である。 | (10-1) 現在、環境影響評価を実施中であり、公示・縦覧する環境影響評価書案の中で、生活環境への影響についてお示しします。 | 参考意見 |
| | (10-2) 財政計画について 建設費により、地方債が増える。293億円の60%を、何年かけて返済するのか？市民一人あたりの年間負担額はいくらになるのか？など、資料からでは詳細が不明である。 | (10-2) ごみ焼却施設は、プラントメーカー独自の技術を基に建設する高度な専門性を有する施設です。したがって、一般の公共施設のように発注者が図面を示し（設計し）、業者に発注する方式ではなく、発注者側が施設に必要なとされる性能等の水準（要求水準書）を示し、設計を含めた施工契約締結を行う、性能発注方式が一般的です。 本計画は、この要求水準書を作成する前段として、必要な基本事項を定めたもので、事業費については、複数のプラントメーカーの見積を参考に建設費を概算としてお示ししています。 今後、本計画を基に要求水準書を作成し、詳細な建設費を算出していきます。 ※要求水準書とは、施設に必要なとされる性能・機能等を示したもので、一般的には仕様書に相当するものです。しかし、要求水準書においては請負者の創意工夫を活かす余地を残すことにより、事業費の縮減や、サービ | 参考意見 |

| | ご意見等 | 組合の見解 | 対応 |
|--|---|--|-------------|
| | | <p>スの向上を期待するところが、一般の仕様書とは異なっています。</p> | |
| | <p>(10-3) 以上のことから、委託しても建設しても同様に税負担が増える(もしくは委託の方が若干高い程度である)ならば、健康被害の心配のない委託を希望する。</p> | <p>(10-3) 3市地域では、それぞれの市単独で施設を整備することが困難なため、共同で組合を設置し、ごみの中間処理を行っています。組合では、本計画に基づいてごみ処理を継続して実施します。 大気汚染については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、科学的知見を基に十分な安全を見込んで環境基準が定められています。 また、この環境基準を達成するために、施設からの排出基準値が定められています。 本施設では、排ガスによる影響を極力防止するため、信頼性の高い公害防止設備を導入し、排出基準値より厳しい自主基準値を定めるとともに、施設の稼働においては自主基準値より更に低減した運転管理値を定め、これを目標として運転管理を行うなど、環境保全対策の充実を図ります。</p> | <p>参考意見</p> |
| | <p>もしどうしても建設が必要であるならば (10-4) ダイオキシンの出ないくらいの高火力・高温の焼却炉で、可燃・不燃をまとめて燃やし、ゴミの分別を少なくしてほしい。</p> | <p>(10-4) 循環型社会の構築のため、3Rの徹底が重要であると考えます。そのうえで、燃やさざるを得ないごみを焼却処理し、発生する熱を回収することにより温暖化防止に寄与する考えます。 本計画においては、高温燃焼、排ガスの急冷、さらにろ過式集じん機による除去、触媒脱硝設備による分解等でダイオキシン類の発生を防止します。 可燃・不燃の分別排出については、資源の有効利用の観点から、必要があると考えます。</p> | <p>参考意見</p> |
| | <p>(10-5) 委託ではなく建設することのメリット(市民一人当たりの費用負担額の明細など)を具体的に分かりやすく記載して頂きたい。また、足湯ではなく、焼却時の熱を利用した温水プールなど公共施設を充実させてほしい。</p> | <p>(10-5) 3市地域では、それぞれの市単独で施設を整備することが困難なため、共同で組合を設置し、ごみの中間処理を行っています。組合では、本計画に基づいて、ごみ処理を継続して実施します。 なお、本施設を建設することのメリットについては、委託処理と比較した費用対効果の分析を行い、公表していきます。 余熱については、極力発電に利用し、売電収入による運営管理費の縮減に努めます。 また、こもればの足湯への熱供給を継続するほか、災害時に一時的に避難者を受け入れる際に活用していきます。</p> | <p>参考意見</p> |

| | ご意見等 | 組合の見解 | 対応 |
|-----|---|---|------|
| 1 1 | <p>(11)</p> <p>プラントメーカーへのヒアリング等を基に、予算を想定した旨発表されていますが、メーカーの目論見や見積は、通常やや過大になる傾向がありますので、十分な内容の検討が必要と思います。</p> <p>すでに十分にご検討をされたものと思いますが、再度精密なご検討をお願いします。</p> | <p>(11)</p> <p>ごみ焼却施設は、プラントメーカー独自の技術を基に建設する高度な専門性を有する施設です。したがって、一般の公共施設のように発注者が図面を示し（設計し）、業者に発注する方式ではなく、発注者側が施設に必要なとされる性能等の水準（要求水準書）を示し、設計を含めた施工契約締結を行う、性能発注方式が一般的です。</p> <p>本計画は、この要求水準書を作成する前段として、必要な基本事項を定めたもので、事業費については、複数のプラントメーカーの見積を参考に建設費を概算としてお示ししています。</p> <p>今後、本計画を基に要求水準書を作成し、詳細な建設費を算出していきます。</p> <p>※要求水準書とは、施設に必要なとされる性能・機能等を示したもので、一般的には仕様書に相当するものです。しかし、要求水準書においては請負者の創意工夫を活かす余地を残すことにより、事業費の縮減や、サービスの向上を期待するところが、一般の仕様書とは異なります。</p> | 参考意見 |
| 1 2 | <p>(12-1)</p> <p>建設予定地について</p> <p>大規模な施設を建設する時は、通常、幾つかの適地を選び出し、比較検討して決めるものですが、今回の建設予定地は、現在の焼却施設のある所となっています。他の幾つかの場所についても比較、検討して決めたのであれば、その比較検討過程を書いてください。</p> <p>この作業をしないで決めるのであれば、その理由を明示して下さい。</p> <p>現在の場所では建設費等事業費が割高にならざるを得ないとのことですが、長期的にみて、また費用対効果などを慎重に検討して、3市市民参加のもとで、良い計画を作る必要があります。</p> | <p>(12-1)</p> <p>本施設の建設用地については、行政資源の有効活用の観点から、現敷地について検討し、可能であるとの結論に至ったため、3市と協議のうえ、現在の場所で計画することとしました。次のごみ焼却施設の更新においては、3市全域から候補地を検討すべき時期が来ると考えます。</p> <p>現施設は、稼働から、3号ごみ焼却施設が40年以上、4・5号ごみ焼却施設が30年以上経過し、25～30年といわれるごみ処理施設の稼働年数を超え、老朽化しています。3号ごみ焼却施設は、多摩地域では最も古く、また、稼働年数が40年を超えるごみ焼却施設は、全国的に見てもごく少数です。</p> <p>組合の施設は3市地域に1つしかない施設であり、3市35万人の排出するごみを安定的に処理するためには、更新時期を遅らせることができないことから、今回ご提示したスケジュールで事業を進めていきます。</p> <p>また、本計画は、連絡協議会、懇談会、3市のご意見等も踏まえて、さらに、今回のパブリックコメント（意見公募）を通じて、広く情報を提供し、いただいた意見をふまえて進めています。</p> | 参考意見 |
| | <p>(12-2)</p> <p>小平・村山・大和衛生組合のごみ処理事業に関する連絡協議会、新ごみ焼却施設の整備に係る懇談会について、3市の市民メンバーを追加、増員</p> | <p>(12-2)</p> <p>ご意見として伺います。</p> | 参考意見 |

| | ご意見等 | 組合の見解 | 対応 |
|--|--|---|--------|
| | して頂きたい。 | | |
| | (12-3) 9 ページ記載の実稼働率0.8の根拠である「年間停止日数73日」の根拠となっている「先進都市のごみ焼却施設の稼働日数の事例」の一覧表を示して下さい。また、調整稼働率0.96の根拠を明示して下さい。 | (12-3) 「年間停止日数73日」の根拠となっている「先進都市のごみ焼却施設の稼働日数の事例」とは、東京二十三区清掃一部事務組合の施設の事例を参考にしています。 調整稼働率「0.96」は、環境省の課長通知「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取扱について」（環廃対発第031215002号平成15年12月15日）において、「ごみ焼却施設が、正常に運転される予定の日においても、故障の有無、やむを得ない一時休止のため処理能力が低下することを考慮した係数（96%）とする。」と示されています。 | 一部反映済み |
| | (12-4) 12 ページ記載の3市のごみ排出量の予測手法について、小平市40年度、東大和市34年度、武蔵村山市40年度以降は、1人1日当たりの原単位を横這いと仮定していますが、減少すると見込むべきです。3市から予測値を出させるべきです。 | (12-4) 排出抑制・再利用については、3市が一般廃棄物処理基本計画の策定作業、見直し作業を進めており、その中で減量目標を掲げています。 本計画は、3市の目標値を用いてごみ排出量及びごみ焼却量を予測しました。 施設規模の算定にあたっては、不確定な要素もあることから、3市から提示のない年度の将来量については、原単位（1人1日当たりのごみ排出量）が最小となる最終年度の値のまま推移するものとししました。 | 参考意見 |
| | (12-5) 12 ページ記載の「37年度計画年間日平均処理量164.27t/日」の予測値は、小平市、武蔵村山市のごみ有料化施策などにより変化すると思います。これを前提とした14 ページ記載の「施設規模：236t/日」は現時点での暫定予測値にすぎず、この数値で計画を確定するのは反対です。構成市の協力を得てさらなる検討が必要です。 | (12-5) 平成26年10月から有料化を導入している東大和市に加え、小平市は平成31年度から、武蔵村山市は平成34年度から、一般廃棄物処理基本計画の中で、ごみの有料化を導入する方針を示しています。 排出抑制・再利用については、3市が一般廃棄物処理基本計画の策定作業、見直し作業を進めており、その中で減量目標を掲げています。 本計画は、3市の目標値を用いてごみ排出量及びごみ焼却量を予測し、施設規模を算出しています。 | 参考意見 |
| | (12-6) 16 ページの計画ごみ質の予測結果は、小平市のプラスチック分別変更の状況によって影響を受けるので、正しく予測されているのか不安があります。現在のごみ質との比較表、他市のごみ質との比較表を出して、比較して説明して下さい。 | (12-6) 計画ごみ質は、組合に搬入された可燃ごみの組成分析データを用いて設定しています。可燃ごみの組成分析は毎年4回実施しており、過去6年間の組成分析結果を用いています。 なお、小平市のプラスチック製容器包装の分別変更による可燃性成分中のプラスチック類の減少を見込んで推計しています。 平成23年度から平成28年度までの平均のごみ質（発熱量）は、約8,700kJ/kgです。現在計画中の他市の設定ごみ質（基準ごみ発熱量）は、 | 参考意見 |

| | ご意見等 | 組合の見解 | 対応 |
|---------|--|---|------|
| | | 立川市新清掃工場では9,000kJ/kg、浅川清流環境組合の新可燃ごみ処理施設では9,200 kJ/kgとなっています。 ※発熱量：ごみを燃焼させたときに発生する熱量 | |
| (12-7) | 16ページ「表2-6 自主基準値」のばいじん、窒素酸化物、ダイオキシンの自主基準値は、浅川清流環境組合、立川市新清掃工場や町田市程度の厳しい基準値にするべきです。これから作る新しい工場ですから、最新の厳しい例に倣うべきです。 | (12-7) 大気汚染については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、科学的知見を基に十分な安全を見込んで環境基準が定められています。この環境基準を達成するために、排ガスに対する法規制値が定められており、本施設では、より厳しい自主基準値を設定しました。この自主基準値は、東京二十三区清掃一部事務組合などの既に稼働実績のある施設において採用されている全国的に見ても高水準の値であり、本計画でお示ししたとおりとします。 | 参考意見 |
| (12-8) | 23ページ「第6節 情報公開及び地域要望等への対応」について、「本文」と「表2-14の連絡協議会の欄」で、長年培ってきた地域住民・市民との信頼関係継続に加えて、新しくできた附近マンションや住宅の住民との信頼関係も含めるように訂正して下さい。 | (12-8) 本計画に「永年培ってきた地域住民・市民との信頼関係を継続し、新たに近隣にお住まいになる皆様との信頼関係を築くため、地域の皆様との意見交換の場である連絡協議会を引き続き開催します。」と追記します。 | 反映する |
| (12-9) | 26ページの「表3-1 焼却方式の比較検討」に、建設費、維持運営費の比較検討を追加して下さい。 | (12-9) ストーカ式と流動床式のコストを単純に比較することは困難なため、表3-1には記載しておりません。 なお、焼却方式の比較検討は、発注段階でより多くのプラントメーカーが競争に参加できるように、ストーカと流動床の両方式の採用の可能性について検討したものです。 今後、本計画を基に要求水準書を作成し、詳細な建設費及び維持管理費を算出します。 ※要求水準書とは、施設に必要とされる性能・機能等を示したもので、一般的には仕様書に相当するものです。しかし、要求水準書においては請負者の創意工夫を活かす余地を残すことにより、事業費の縮減や、サービスの向上を期待するところが、一般の仕様書とは異なります。 | 参考意見 |
| (12-10) | 34ページの(1) 発電設備の交付金の「交付要件」の内容を明示して下さい。 | (12-10) 国の循環型社会形成推進交付金交付要綱では、高効率エネルギー回収及び災害廃棄物処理体制の強化に資する取組を行う施設に対して、通常は対象事業費の1/3である交付率を、一部1/2とする重点化が図られています。これを受け、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル(平成28年3月改訂 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課) | 反映する |

| | ご意見等 | 組合の見解 | 対応 |
|---------|--|--|--------|
| | | <p>では、交付率を1/2とする対象設備と要件が定められています。この要件の中に、エネルギー回収率が定められており、施設規模により異なりますが、本計画の施設規模では、エネルギー回収率19%以上となります。</p> <p>エネルギー回収率は、発電効率と熱利用率の和とされていますが、本施設では発電効率において19%以上とします。</p> <p>交付要件について、本計画に追記します。</p> | |
| (12-11) | <p>37ページ(3)計画煙突高さについて、</p> <p>付近住民をはじめとして市民の意見を再度聴取するとともに、風洞実験等による検証も行って、59.5mにこだわらずに、煙突高さの見直しをするべきです。</p> | <p>(12-11)</p> <p>大気汚染については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、科学的知見を基に十分な安全を見込んで環境基準が定められています。</p> <p>また、この環境基準を達成するために、施設からの排出基準値が定められています。</p> <p>本施設では、排ガスによる影響を極力防止するため、信頼性の高い公害防止設備を導入し、排出基準値より厳しい自主基準値を定めるとともに、施設の稼働においては自主基準値より更に低減した運転管理値を定め、これを目標として運転管理を行うなど、環境保全対策の充実を図ります。</p> <p>煙突の高さ(59.5mと100m)について、地上に到達する排ガス濃度を計算により比較したところ、識別できるほどの差はなく、どちらも環境基準を大幅に下回る結果となっています。ただし、周辺の高い建物や煙突自身により発生する風の渦や下降気流により短期的に地上の物質濃度が上昇する場合もあることから、短期的な影響については、別途実施する環境影響評価の中で風洞実験等により検証します。煙突の高さは、この検証により必要となった場合、見直すこととします。</p> | 参考意見 |
| (12-12) | <p>41ページ(3)外構計画について、</p> <p>門、塀については、安全、防犯に支障のない範囲で低くして、中が見えるくらいにした方が親しみの持てる施設になると思われます。</p> | <p>(12-12)</p> <p>本計画に「門、塀については、安全・防犯に支障のない範囲で低くするなど、周辺道路を走行する一般車両からの視界の妨げにならないよう配慮し、交通安全を図ります。」と追記します。</p> | 反映する |
| (12-13) | <p>47ページ「第3節環境啓発機能の検討」について、</p> <p>ごみを減らすことの大切さ、施設の建設・維持運営費が多額に上ることを、啓発、強調して下さい。</p> | <p>(12-13)</p> <p>本計画に「3市及び組合のごみ処理事業の紹介やごみ発生量、資源化量、環境データ等の掲示、3市の3Rの取組パンフレット等を展示し、ごみを減らすことの大切さ、ごみ処理に係る費用など、ごみ処理、環境問題に関する普及啓発をします。」と追記します。</p> | 反映する |
| (12-14) | <p>57ページ第6章財政計画について、</p> | <p>(12-14)</p> <p>ごみ焼却施設は、プラントメーカー独自の技術を基に建設する高度な専</p> | 一部反映する |

| | ご意見等 | 組合の見解 | 対応 |
|--|---|--|-------------|
| | <p>①全体として記述が簡単すぎます。もっと詳しく、分かりやすく、できるだけ数字をもって記述すべきです。</p> <p>②事業費について、 ごみ焼却施設建設工事、解体工事（合計293億円）のほか、工事期間中のごみ処理支援にかかる費用（数十億円）や、新施設運営維持管理に係る費用についても、事業費の見通しを数字（概算でよい。）をもって明示すべきです。また、同時期に行う不燃・粗大ごみ施設建設工事費（27億円弱）、桜が丘の廃プラ施設建設工事費（約26億円）にも触れるべきです。</p> <p>衛生組合が行う一連の施設整備事業は数百億円に達するビッグプロジェクトであり、その全体像を、3市市民に対して分かりやすく表明すべきです。形式的に「新ごみ焼却施設」だけに拘ると、結果として市民の理解を得難くしてしまいます。</p> <p>原案では、全体の事業費が293億円に留まるとの誤った情報を市民に与えてしまいます。概算全体事業費というからには、一連の事業全部に触れるべきです。</p> <p>時間が進むにつれて金額が増えていくことが分かると、行政に対する不信感が増すこととなります。</p> <p>③財源計画について、 図6-1で記載しているのは、新施設建設工事費（258億円？、293億円？）の財源計画であって、「全体事業費」の財源計画と記述するのは不適切です。</p> <p>また、工事期間中のごみ処理支援にかかる費用や施設運営維持管理に係る費用の財源は、一般財源（3市の負担金）であることを追記するべきです。</p> <p>④新施設の建設中及びその後を含めて、今後、3市へ請求するであろう負担金の額（概算試算でも良い。）を記述すべきです。29年度現在（約16億円）と比較して毎年の負担金総額がどのくらい増えるのか、（2倍なのか、3倍以上なのか）、3市市民に分かるように書くべきです。また、3市の財政計画を立てるために是非必要です。</p> | <p>門性を有する施設です。したがって、一般の公共施設のように発注者が図面を示し（設計し）、業者に発注する方式ではなく、発注者側が施設に必要なとされる性能等の水準（要求水準書）を示し、設計を含めた施工契約締結を行う、性能発注方式が一般的です。</p> <p>本計画は、この要求水準書を作成する前段として、必要な基本事項を定めたもので、事業費については、複数のプラントメーカーの見積を参考に建設費を概算としてお示ししています。</p> <p>なお、ごみ処理支援や運営に係る費用については、詳細な支援量、運営方式、要求水準書などが定まった段階で詳細検討を行い、全体事業費を算出します。</p> <p>「(仮称) 新不燃・粗大ごみ処理施設」に関しましては、今後、設計・建設事業者が決定した段階を踏まえ、併せて提示していきます。</p> <p>本計画の中で、「概算全体事業費」とあるものは「概算事業費」に、「全体事業費」とあるものは「建設工事に係る概算事業費」に修正します。</p> <p>※要求水準書とは、施設に必要なとされる性能・機能等を示したもので、一般的には仕様書に相当するものです。しかし、要求水準書においては請負者の創意工夫を活かす余地を残すことにより、事業費の縮減や、サービスの向上を期待するところが、一般の仕様書とは異なっています。</p> | |
| | <p>(12-15) 衛生組合が行う新ごみ焼却施設を中心とする一連の事業は、3市の財政と市民負担に大きな影響を与えます。立派な施設を作ればそれで良しとするべきではありません。逆に、3市の市民がごみを極力減らすことを重視</p> | <p>(12-15) 今後の組合事業の参考とさせていただきます。</p> | <p>参考意見</p> |

| | ご意見等 | 組合の見解 | 対応 |
|-----|---|---|------|
| | し、衛生組合の事業が過大にならないように努力する必要があります。そのためには、極力、市民に分かりやすい全体情報を提供して、市民の関心、自覚と努力を期待すべきです。 | | |
| 1 3 | (13-1) 炉の寿命、周辺地域への配慮等を考えると、当該地での処理量を出来るだけ少なくする努力が、行政・市民・事業者に求められていることは論を待ちません。 出来るだけ少なくするためにどうすべきか、の視点で構成三市をみると、私の住む武蔵村山市では市民の中に「焼却施設を受け入れている近隣住民」の立場への配慮が少ないのではないかと感じられてなりません。施設から遠いからか、単に温度差と片づけてはならない意識の低さが気になります。もっともっと主体的にごみに対するよう、情宣をしてほしいです。 ですから、各市それぞれの住民意識の現状に合わせた努力目標を作ってごみの減量に努めた上で焼却規模など決めてほしいです。 | (13-1) 排出抑制・再利用については、3市が一般廃棄物処理基本計画の策定作業、見直し作業を進めており、その中で減量目標を掲げています。 本計画は、3市の目標値を用いてごみ排出量及びごみ焼却量を予測し、施設規模を算出しています。 | 反映済み |
| | (13-2) 昨今のごみ質は包装容器、プラスチック製品、複合ごみ、適正処理困難物が家庭ごみの中に多くあり、税金で処理する基本的生活の域を大きく超えています。 生産者、販売者、利用者がそれなりの費用・労力の負担を受け持つような施策を各市で展開していただきたい。まず手始めは、容器物は、買った店に返すようにしましょう。 | (13-2) ご意見として伺います。 | その他 |
| | (13-3) 事業系ごみの値上げの方向での見直しを望みます。 | (13-3) ご意見として伺います。 | その他 |
| | (13-4) ごみ搬入車両による渋滞・大気汚染の増加等、影響をよく調査して下さい。 | (13-4) 現在、環境影響評価を実施中であり、公示・縦覧する環境影響評価書案の中で、搬入車両による生活環境への影響についてお示しします。 | 参考意見 |
| 1 4 | (14-1) 本基本計画(案)は、「3市共同資源化事業基本構想」を前提としているが、この基本構想自体小平・武蔵村山市・東大和市、3市の適切な共同によって策定されたものとは認めがたいので、見直しが必要である。何故なら、① 3市の一般廃棄物処理基本計画において、ごみ処理施設の規模に大きく影響する家庭ごみの有料化・戸別収集の時期について3市の足並みは揃っていない。 | (14-1) 平成26年10月から有料化を導入している東大和市に加え、小平市は平成31年度から、武蔵村山市は平成34年度から、一般廃棄物処理基本計画の中で、ごみの有料化を導入する方針を示しています。 次のごみ焼却施設の更新においては、3市全域から候補地を検討すべき時期が来ると考えます。 | 参考意見 |

| | ご意見等 | 組合の見解 | 対応 |
|--|--|--|------|
| | ② 衛生組合に小平市は中島町の衛生組合敷地と同市衛生事務所の敷地を、東大和市は桜が丘の同市暫定リサイクルセンターの敷地を提供しているのに対して、武蔵村山市は人員提供の寄与に終わっている。 | | |
| | (14-2) 新ごみ焼却施設の立地について衛生組合の構内としているので、トライアングル24号に述べてある手続きの公正に欠けている。従って、小平市・武蔵村山市・東大和市、3市内で複数個の候補地を挙げて、立地を再検討すべきである。 | (14-2) 本施設の建設用地については、行政資源の有効活用の観点から、現敷地について検討し、可能であるとの結論に至ったため、3市と協議のうえ、現在の場所で計画することとしました。次のごみ焼却施設の更新においては、3市全域から候補地を検討すべき時期が来ると考えます。 現施設は、稼働から、3号ごみ焼却施設が40年以上、4・5号ごみ焼却施設が30年以上経過し、25～30年といわれるごみ処理施設の稼働年数を超え、老朽化しています。3号ごみ焼却施設は、多摩地域では最も古く、また、稼働年数が40年を超えるごみ焼却施設は、全国的に見てもごく少数です。 組合の施設は3市地域に1つしかない施設であり、3市35万人の排出するごみを安定的に処理するためには、更新時期を遅らせることができないことから、今回ご提示したスケジュールで事業を進めていきます。 | 参考意見 |
| | (14-3) 本基本計画（案）の前提として、可燃ごみの3～4割を占める生ごみの処理方法・資源化方法の検討など、衛生組合の「ごみ処理事業基本計画」の見直しがあつて然るべきである。 | (14-3) 焼却方式は、既に技術的に確立している方式であり、安全で確実な処理ができることから採用しました。計画施設は、35万人の人口を有する3市の中で唯一の施設であり、代替施設がないことから、確実な処理ができることが最も重要と考えます。 また、組合周辺地域の住民の方々に対する安全性の面からも、シンプルな施設・処理方式の採用が適切であると考えています。 | 参考意見 |
| | (14-4) 本計画（案）は上に述べたように、手続きの公正に欠けているので、今後の「(仮称)新ごみ焼却施設整備実施計画」について手続きの公正を担保するために、(仮称)新ごみ焼却施設整備に関わる懇談会のような意見聴取組織ではなく、決議能力のある「市民参加の施設検討委員会」を組織すべきである。 | (14-4) ご意見として伺います。 | 参考意見 |

7 (仮称) 新ごみ焼却施設整備基本計画 (案) 説明会
ご意見等の概要と当日の説明

(仮称) 新ごみ焼却施設整備基本計画 (案) 説明会 ご意見等の概要と当日の説明

| | ご意見等の概要 | 説明会 | 当日の説明内容 |
|---|---|-----|--|
| 1 | 概算事業費293億円とあるが、今回の事業の全体の総予算を明らかにしてほしい。総予算は運営費と建設期間中にほかの自治体に依頼する費用も含めて概算でいくらか。 | 第1回 | 本事業の概算事業費については、平成30年度に要求水準書を策定し、整備事業費の見直し、運営費用について検討して、30年度中には明らかにしていく。 |
| 2 | 建設用地がなぜ中島町なのか、理由を知りたい。 | 第1回 | 行政資源の有効利用のため、現敷地での建設可能性について検討し、可能との結論を得たため、現在の場所で開催することに決定した。他の場所との比較は行っていない。現敷地に建設可能であることから、この場所で開催させていただきたい。 |
| 3 | 他団体へ処理を依頼するごみ処理支援に係る費用および運営・維持管理費は大体どれぐらいの金額になるのか。 | 第1回 | 支援量と単価によって決まる。支援量については、3市が一般廃棄物処理基本計画の策定作業、見直し作業を進めているところであり、その中で強力な減量施策の目標を、低い目標を掲げて減量施策を打っていくという段階である。支援量はそれによって決まる。単価については相手先の事情との交渉によって決まる。現段階でははっきり出すことはできない。 |
| 4 | ごみ処理施設の燃焼、プラスチック、粗大ごみの工場のローテーションの3市における100年計画のプロジェクトを早急に立ち上げていただきたい。 | 第1回 | 今はこの施設を地元の方のご理解をいただきながら、また構成市の市民の方にご理解をいただきながら、まずここはぜひ理解していただきたい。その先については40年、50年、おっしゃった100年ということなので、構成市の中で間違いなくその議論をせざるを得ない、そういった段階に来るだろうと思っている。 |
| 5 | 桜が丘地域は高層マンションが建っており、煙突高さが60mになったときに風向きによってはダイレクトに煙が入ってくる。100m煙突については追求すべきである。 | 第1回 | ご意見として伺います。 |
| 6 | 連絡協議会のメンバーの対象が、現有施設の周辺住民に範囲が限られた地域だけであるが、武蔵村山、東大和も含めた全体の地域を含めた形で構成メンバーを拡大してほしい。 | 第1回 | ご意見として伺います。 |
| 7 | ごみ有料化や収集方法の統一化について、3市のごみの担当者が一体化してぜひ議論していただきたい。 | 第1回 | ご意見として伺います。 |
| 8 | 一時的な避難者の受け入れ及び周辺地域への対応で、風呂、シャワー、トイレとあるが、お風呂はどのぐらいの数を計画されているのか。 | 第1回 | 施設整備基本計画(案)の段階であり、考え方と骨格だけを固めたところである。今後仕様書を作成し、プラントメーカーと契約した後に実施設計で具体的にドアの位置やトイレの位置などを決めていく。現時点では設備の詳細は決定していない。 |
| 9 | 立川の煙突及び小平中島町の煙突がある地域に住んでいる。できれば小林市長に立川市の煙突が一日でも早く他の敷地に動いていただくような形 | 第1回 | 立川市長に本件について話をします。 |

| | ご意見等の概要 | 説明会 | 当日の説明内容 |
|----|--|-----|--|
| | で要請していただきたい。東大和市長に関しては3市で動いていることなので、ぜひ3市で足並みをそろえてこの計画を遂行していただきたい。 | | |
| 10 | 小平市では小川東町のリサイクルセンターと共に3市資源化共同施設を建設しようとしているが、経費節減の面からは2つの施設は考えられないと思う。 | 第1回 | 安定継続したごみ処理をするにはそれぞれ3市のリサイクル施設も老朽化していたり、規模が足りなかったりする。組合の粗大ごみ処理施設も老朽化、焼却施設も老朽化している。3市のごみシステム全体が老朽化したり課題がある状況の中でどうしていこうかということを検討した結果、容器包装リサイクルについては組合で資源化を図っていくこととした。 |
| 11 | 26年に基本構想を書き直し、27年に今後の施設のあり方を4者合意に出している。そこで4号炉の解体、3号炉で運営するという方針を出して、今年2月に専門家を交えて検討し、委託に出すためには3号炉を解体したほうが良いということでもた4者協議を合意した。このように泥縄式に事業を進めてきたのではないのか。もう少しちゃんと将来計画を持ってやってほしい。 | 第1回 | ご意見としてお伺いする。 |
| 12 | 生ごみ処理は将来的な大きな課題である。3市で分担すれば、市民参加のごみ行政を考えると同時に、各市と同じように衛生組合も普段からごみ行政をどうするか、各市の審議会と同様の審議会を設けてほしい。バイオガスの施設をお願いすることは考えなかったのか。 | 第1回 | ご意見としてお伺いする。 |
| 13 | 市民参加のごみ行政を考えると同時に、各市と同じように衛生組合も普段からごみ行政をどうするか、各市の審議会と同様の審議会を設けてほしい。 | 第1回 | ご意見としてお伺いする。 |
| 14 | 市民の意見の採用されたものと、不採用になった一覧表が欲しい。 | 第1回 | 懇談会で出た意見・要望の一覧を近日中にホームページに掲載する。 |
| 15 | 14ページ、平常時213トンとあるが、この236トンがピークになって20年間のごみの推移はあるのか。ここの焼却施設の規模は236トンと書いてある。これがピークで、3市がごみを有料化し、高齢化社会でごみが減っていく。10年、20年の推移がどうなっているか資料をいただきたい。 | 第1回 | 今後のごみ量の推移については本編の11ページに掲載している |
| 16 | ここに避難施設を作る必然性があるのかないのか。仮にそれを作らなければ293億がどの程度減少するのか。プラザ機能も必要だと思うが、これを削ぐとどのぐらいの金額になるのか。財政計画は、不確かでも全貌を示して欲しい。今見込まれるのは293億で、それプラス付帯費用がどのようにかかるのか。市民としては、追加でどれぐらいの費用がかかるのか心配である。想定で試算はできないか。 | 第1回 | 整備基本計画の段階であり、今後確度を上げていく段階で事業費が定まってくる。ごみ処理支援の費用については、基本計画ができたあと、支援をお願いするところからはじまる。行政として金額を提示するには根拠が必要であるため、現段階で提示できるのはここまでである。 |
| 17 | この場所は細長くて三角形で、高さ制限があり、必ずしも適していな | 第1回 | ごみの焼却施設をこの3市の中でこれから候補地を探して住民の理解を |

| | ご意見等の概要 | 説明会 | 当日の説明内容 |
|----|--|-----|---|
| | い。割高になり、経済面から見てもこの土地ではよくない。もっと適地を探すべきだったと思う。 | | 得て土地を確保してやっていくということは非現実的である。 |
| 18 | これまでのごみ処理費用の3市の推移のデータを出してほしい。最終日にこの質問をするので、そのときに回答を出してほしい。 | 第1回 | ご意見としてお伺いする。 |
| 19 | 3市の収集方法、分別方法によって処理量が変わってくる。東大和市はペットボトルは集積所回収でやっているが、小平は戸別収集をやろうとしている。経費節減のためにも、店頭回収の方を進めてほしい。 | 第1回 | 各市においては店頭回収の推進は進めていると聞いている。それを見込んだ量のごみ量が私どもに入ってくるということで施設の規模を出している。詳しいことは3市と調整しなければならない。パブリックコメントの中でいただきたい。 |
| 20 | 事業方式として「公設民営（DBO）を基本」とするとなっているが、大丈夫なのか。丸投げではないのか。 | 第1回 | ご意見としてお伺いする。 |
| 21 | 将来避難場所として考えているようだが、限度があると思う。何人ぐらいの人数を考えているのか。100人なのか、1000人なのか。きちんとした考えでやっていただきたい。 | 第1回 | ご意見としてお伺いする。 |
| 22 | 本プロジェクトはとても大きなプロジェクトでお金がかかる。それをやらざるを得ないとして、各市の財政にどのような影響をもたらすか既に検討しておられるのか | 第1回 | 今回基本計画（案）の中でこのぐらいの金額ということを出した段階である。それ以降についてはまだ3市へ示していない。 |
| 23 | プラスチックの処理にかかる経費の問題である。いろいろな経費がかかるとして、その経費を今は地元の市がほとんど負担している。一部生産者、販売者の負担もできるような制度になっている。もっと生産者、販売者が経費を負担してもらいたい。 | 第1回 | 拡大生産者責任、デポジット、等、買ったところにできるだけ戻すということは市としてはスーパーマーケットやコンビニには回収ボックスを設置してもらうように努め、市民にもできるだけ努めていきたい。全員の市民がそれに応じてくれるかは保証できないが、ペットボトルとして出されたものは各市は廃掃法に基づき回収せざるを得ない。プラスチックを含め資源全般については、基本的にはメーカー、製作者が処理費を全額負担すべきだと考える。 |
| 24 | 処理支援にかかる経費は財源計画の中の地方債でできるのか。 | 第1回 | 通常の運営経費、一時的な費用について起債は起こすことはできないので、通常の経費で賄うことになる。 |
| 25 | 施設規模は1日236トンとなっているが、今予定されている中島町の土地ではこれ以上の能力の施設を作れるのか。 | 第1回 | メーカヒアリングの結果、物理的に243トンまでは可能であると確認している。ただし、近隣に対する一番の貢献では規模の縮減と考え、243トンを上限に検討した結果、236トンになった。 |
| 26 | 先ほどの説明で武蔵村山市は少しずつごみが減っているとあったが、資料では多摩26市中21番目というごみの排出量である。それをどの程度削減するという数値目標はあるのか。 | 第2回 | 先日のパブリックコメントで素案を示したが、武蔵村山市では稼働開始予定の平成37年までに、収集する可燃ごみ、不燃ごみについては現在の18%減、粗大ごみ、有害物、資源物、持ち込みごみについては8%減という数値目標を立てている。 |
| 27 | 発電効率によって補助金が異なるが、根茎計画している発電効率19% | 第2回 | ごみの持つ熱量に対して発電できるエネルギー効率であるが、19%以 |

| | ご意見等の概要 | 説明会 | 当日の説明内容 |
|----|---|-----|---|
| | の場合、国からの交付金割合は1/2に当たるのか、1/3に当たるのか。 | | 上のエネルギー回収率を得られる施設については、発電部分（災害廃棄物の受け入れに必要な設備を含む）の対象範囲に対して1/2の交付金となる。その他の部分、通常の対象事業については1/3である。 |
| 28 | 処理方式について、町田市で計画しているようなバイオガス化施設による生ごみの減量化は考えていないのか。生ごみを減らす方策はどう考えているのか。 | 第2回 | 生ごみについては、武蔵村山市は3市ともそれぞれ取り組んでおり、今後も市のレベルで拡大強化されていくものと考えている。組合が焼却方式を採用したのは、安全、確実な処理ができるからである。焼却方式は既に技術的には確立している技術である。トラブル発生時に私どもの35万人の人口を抱える中で、1つの施設しかないわけである。代替施設がないわけであり、最も確実な処理ができるということで考えている。組合としては、安全、確実という視点からは、バイオガス化+焼却方式という方式についてはまだ歴史が浅く、もう少し状況を見てからの採用ではないかと考えている。また、バイオなのでガスが出てくる。ごみに加えてガスも一緒に処理するということになるとう当然システム自体が複雑になってくる。私どもの用地はゼロメートルでお住まいになっている市民の方がいらっしゃるという状況の中で、そういう意味からもシンプルな施設を志向して今回計画をとりまとめたものである。 |
| 29 | 解体工事期間や建設工事期間中の騒音等は、どの程度発生するのか。また、工事期間中の工事時間帯や土曜・日曜の工事を休みにしてほしい。 | 第3回 | 工事期間中の工事の日程は、基本的には朝8時から夕方6時までが基本である。祝日と日曜日は休工としたいと考えている。騒音等については建設工事に関する東京都の基準を順守していく。 |
| 30 | 工事期間中の工事車両、ごみ収集車両等の通行量について、分かることがあれば教えて欲しい。 | 第3回 | 大型車、工事車両の通行量は、今後、環境影響評価を実施していく中で交通量を調査し、評価をしていく。 |
| 31 | 搬入ルートは大型車が2台すれ違えない程度の幅員なので、10mから50m等の間隔毎に、場所を借りて待避所を設けることを提案する。 | 第3回 | 工事を実施する際に、交通監視員を配置し、交通整理を行うことで対応したい。 |
| 32 | 財政計画で、交付金、地方債、一般財源があり、地方債が一番それぞれの市では直接住民に関係してくると思う。地方債は今までどのように扱ったのか。 | 第3回 | 財政計画で地方債は60%としている。この金額については一時借りて、その後3年据え置き15年償還という形で、15年間で返していく。 |
| 33 | 防災への地域の貢献は、小平市の防災計画に含めるように調整するのか。ただ避難所としてやるのか。どの程度の違いが小平市の防災計画と地域防災への貢献にあるのか。 | 第3回 | 今回想定している防災計画に関しては、小平市と協定を結んだ上で一時的な食料や飲料水の提供を受けるような形を想定している。小平市の防災計画における位置づけ、例えば一時避難所であるとか、避難所の扱いではない。詳細は今後、小平市等と協議をしていく。 |
| 34 | 概算事業費が293億円とされており、運営・維持管理費も同程度必要であると想定され、かなり高額である。 事業者選定に当たっては、運営・維持管理費用も含めて評価する必要があるのではないかと。そうすると住民の費用負担もできるだけ効率的に使 | 第3回 | 平成30年度から事業方式の決定や要求水準書の作成を行う予定であり、この中で、建設費や運営・維持管理費用について検討し、平成30年度中には明らかにしていく。先に事業方式を決め、来年度発注仕様書を作り、総合評価方式で業者を決める。総合評価方式は、建設の費用と維持運 |

| | ご意見等の概要 | 説明会 | 当日の説明内容 |
|----|--|-----|---|
| | ていただけると思う。 | | 営に関する費用を同時に評価するものである。 |
| 35 | 概算全体事業費は300億円以下だという印象を持ってしまう。この他にごみ処理支援にかかる費用が工事に伴ってプラスされる。それ以外に運営維持管理の費用が20年、30年と毎年かかる。だから、全体がわかるような表現方法を取ったほうがよい。現時点ではごみ処理支援にかかる費用はわからず金額を言いにくいのかもしれないが、概算事業費293億円も目安の数字だと思う。それならせめて何百億かかるのか、何十億かかるのか、何億かかるのかという目安でもいいから、入れておいたほうが全体事業費がわかりやすいのではないかと。財源計画についても、全体事業費という書き方は不正確ではないか。組合から各市に請求する負担金が今後増えるのかどうかは、市民の関心が高い。財政計画であるならば、そういった内容もわかるような文章があるほうが、よい基本計画になると思う。 | 第3回 | 基本計画では骨格として考え方を提示した。今後は、例えば要求水準書の段階で事業費等、環境影響評価の段階で環境負荷など、各段階で情報提供していきたい。 |
| 36 | 一般財源の中には積立金の活用もあるのか。 | 第3回 | 一般財源分については、積立基金を充当する。 |
| 37 | 煙突高さが100mと60m弱で基準に対してほとんど差がないと見えるが、そうすると、50mでも40mでもあまり変わらないという理論になってしまいそうなので、誤解を受けないような説明の仕方のほうがよい。 | 第3回 | ご意見としてお伺いする。 |
| 38 | 煙突の高さで住んでいる方の感覚というのもあると思うので、中島町の方だけでなく、立川とか東大和の桜が丘とか戸建ての方だけでなく、高いマンションに住んでいる方とか、そういう方のご意見も聞いていただいたほうがいいのではないかと。 | 第3回 | 小平市、武蔵村山市、東大和市の各市で説明会を行う。立川市も含めて説明会開催に関し広報している。その中で立川市と東大和市の市民の方の声は伺っていく。清掃工場の周りの住民の方との関わりについては平成10年からお願いしている。中島町全域、東大和の2つの管理組合、立川の幸町4丁目、幸町団地、幸町6丁目、こちらの方々に年間5回ぐらい連絡協議会を開催し、意見を聞きながらまとめたものが今案になっている。 |
| 39 | ダイオキシンが一番多いのが一番緩い基準で、それを採用している市が多いから、うちの組合もそれでいいのではないかと判断をしているように見えた。ダイオキシンはみんな気にしている。このグラフの中の一番緩いほうの基準にするというのは大丈夫なのか。もう少し厳しくしたほうがいいのではないかとこの声は出てこないか。 | 第3回 | ダイオキシンの発生防止に関するガイドラインがあり、これに基づき、ごみを完全に燃焼させること、排ガスを急冷すること、最終的にはろ過式集塵機による除去、触媒脱硝設備による分解等で発生防止していく。これらを満足すると、当然法規制値は守れ、さらに低い数値となってくる。同様な施設がある他市の事例を見ると、実際に測定をすると0が4つも5つも並ぶような数字になる。今回の組合の施設も実際の操業に関してはそういった数字が見込まれる。 |
| 40 | 中島町の一時避難場所は上宿小学校だが、大きな地震が来た時に底までいけるか不安がある。中島町にこの大きな建物ができこれだけのスペースの会議室があるというのは非常に安心感がある。一時避難所として認められるような働き方をしていただきたい。 | 第3回 | ご意見としてお伺いする。 |

| | ご意見等の概要 | 説明会 | 当日の説明内容 |
|----|---|-----|--|
| 41 | 財政計画の概算事業費と財源計画の関係だが、全体事業費は293億円と考えていいのか。それとも全体事業費は一体いくらなのか。全体事業費が293億円ではなく、もっと金額が大きいのだとすると、それをどういう形ですか。地方債は金利がかかってくる。金利を含めて一般財源との関係。地方債交付対象の起債充当率90%、対象外は75%と書いてある。これらを含めて一般財源との絡みはどうか。3市の負担額はどのようになるのか。 | 第4回 | 建設費が293億円としているが、この建設の中には既存施設の解体撤去工事も入っている。解体撤去も含めて新設する焼却炉と合わせて293億円となっている。全体として必要となる費用はこれだけではなく、建設期間中のごみ処理支援に係る経費、新施設稼働開始後の運営・維持管理費等も必要になる。今回ご説明した整備基本計画（案）は新しい施設の発注仕様書、環境影響評価の前提となる施設の基本条件、機能の性能についてまとめたもので、事業全体の骨格、考え方を示したものである。建設費以外の経費については、今後の検討を進めていく中で提示していく。10%の一般財源は施設整備基金を充当する。地方債は3市の分担金を充当することになる。 |
| 42 | 施設規模算定のデータとしている3市の一般廃棄物処理基本計画は平成30年3月策定予定とある。小平市、東大和市、武蔵村山市、施設規模の設定とある。この計画はいつできているのか。平成30年の計画がきちんと織り込まれている計画になっているのか確認したい。 | 第4回 | 3市の一般廃棄物処理基本計画はまだ策定途中ではあるが、その基礎データを用いて算定している。その基本計画が確定し次第、計画のデータを組み込み、数値が変わるようであれば施設規模の見直しをしていくが、それほどどのズレはないと考えている。 |
| 43 | 地方債には金利は全然かからないのか。借入れについての金利負担はないのか。 | 第4回 | 金利の支払いは必要となる。変動しているので現時点では計算していない。 |
| 44 | 工事期間中に他団体に処理を依頼するごみ処理支援に係る費用及び運営・維持管理に係る費用について、事業を進める中で確認するとある。この「事業を進める」時点はどのような時点なのか、実際には計画として把握できないのか確認したい。 | 第4回 | ごみ処理支援量については、ごみ量と単価の2つ要因がある。ごみ量は、最も新しいデータに基づいて支援を依頼する必要があり、その量が概ね確定できる段階で関係団体をお願いしていく。単価は相手先との調整が必要なものであるので、現段階では示していない。 |
| 45 | 現状の煙突の高さはどれぐらいか。もし今立っているのが100mだとすれば、先ほどの話だともっと低くてもいいという話になる。60mでも変わらないという根拠と現状での評価はどうなっているのか。 | 第4回 | 現状は、2カ所煙突があり、4号、5号ごみ焼却施設は100m、3号ごみ焼却施設は59.5mである。計算上100mの方が環境影響は小さいが、安定して測定できる測定限界を下回った値であり、100mでも59.5mでも生活環境に影響を及ぼすおそれはない。 また、国が定めた基本方針では、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができるだけ低減される循環型社会に加え、低炭素社会や自然共生社会との統合も役割として求められている。立地場所は北側に野火止用水、南側に玉川上水、緑の多いところである。こういうところに独立煙突が工場棟とは離れたところに高い煙突を立てるよりも、建物と一体型の方が景観上望ましいと考えている。周辺環境との調和という側面、環境対策の面、2つの面から59.5mを基本として設定している。 |
| 46 | 現状で100mの煙突が立っている。希釈率が低くなるから高くしているはずである。なぜ現状で立っているのか。これを建設する際にも、説明会を開き問題ないという説明をしたため、合意され建設されたわけであ | 第4回 | 3号炉が59.5mの煙突で、40年以上使っている。そのときに中島町周辺の方たちに灰を降らせてしまった。その後、昭和60年に今の100mの煙突を立てた。59.5mの40年前の施設で迷惑をかけていたの |

| | ご意見等の概要 | 説明会 | 当日の説明内容 |
|----|--|-----|--|
| | る。その結果、迷惑をかけてしまった。今後そういうことが起きない可能性はない、あるわけである。そういう意味では煙突は高いほうがよいと思う。 | | で、100mに今度は上げるようにとのことで昭和60年に地域の方との話し合いによって100mの4号・5号炉がある。今の技術水準では59.5mにしても半世紀前の技術基準の59.5mとは違う。59.5mで、現在の技術水準で多摩地区内で操業している施設がいくつかある。そこで影響等の問題は出ていない。 |
| 47 | 平成28年度の実績の可燃ごみが年間で7万トン弱。4号炉と5号炉がうまく稼働し続ければ、計算上は他の自治体に頼む必要がなくなるのではないかと。他市へ依頼するのはどのぐらい見ておけばいいのか。 | 第4回 | 現在4号炉・5号炉の能力は当初計画ではそれぞれ105トンずつ（計210トン）だが、老朽化が進み、また、ごみ質がかなり変化してきているため、現状のごみの焼却能力は日量で90トンずつ（計180トン）である。メンテナンス日数を見込むと、4号炉・5号炉だけになったときにごみの焼却量全体としては不足する。年末年始、3・4月などの年間の変動、季節変動、曜日変動等、いろいろな変動がある。これらも考慮し、他団体の支援等も含めて検討していく。 |
| 48 | 煙突の高さを100mにすると建設費がかなり違ってくると思うが、コスト削減に向けて、そういうコスト計算をどのようにされた結果こうなっているのかを知りたい。 | 第4回 | コスト面については、今年度、PFI導入可能性調査を行っている。その中でしっかりコスト面についても算出しておく。 |
| 49 | DBO方式にするとあるが、今までは衛生組合でやっていたものを全部丸投げで委託してしまうと今の一部組合はどうなるのか。衛生組合自体はどういう役割になるのか。現状の体制と比べてコストはどうなのか。 | 第4回 | 組合は、受託業者に対してモニタリングし、指導・監督していく。公害の関係についてもチェックする。法律も改正していくので、そういったものへの対応もする。万一災害が発生した場合には、組合職員がしっかり陣頭指揮を取れるようにする。環境事故も起こさないよう、しっかり指導・監督していく役割がある。また、新施設は、建て替えた後ずっと使えるわけではなく、大体15年ぐらいで大規模改修を行い、30年ぐらい使っていくというのが一般的である。それに対する技術継承を図っていくため、組合は存続していく。コスト面については、今年度、PFI導入可能性調査を行っている。その中で公設公営、公設民営、民設民営など運営形態による費用の差を調査し、コスト面に関して算出していきたいと考えている。 |
| 50 | 基本計画（案）の11ページにごみ量の予測があるが、東大和市ではごみの有料化を既に何年前からやっている。ほかの2市はまだ着手していない。ごみを有料化すれば、減らそうという意識が出てくる。ほかの2市はどういうことになって、そしてこの数字はそこと結びついているのか知りたい。 | 第4回 | 小平市と武蔵村山市の一般廃棄物処理基本計画の策定状況であるが、パブリックコメントが終わった状況で、計画の見直しをかけているところである。その中で、小平市が平成31年度からの有料化の実施の方針を打ち出している。市民向けの説明会を開催している。武蔵村山市は一般廃棄物処理基本計画の案の中で平成34年度から開始するというように記載している。 |
| 51 | 環境基準のことだが、煙突が高いということは今現在では科学も進歩しているし、十分反映して計画を進めている、私はそのように理解してい | 第4回 | 表4-7の一番右に環境基準がある。これ以下であれば人体へもそうだが、影響がない数字ということで、国はこういう環境基準を定めて各工 |

| | ご意見等の概要 | 説明会 | 当日の説明内容 |
|----|--|-----|--|
| | る。一番大事ことは人体に対する影響である。それがどういう基準で、どういう計算でパーセンテージが上がってきているのかということを確認にして一般市民がわかりやすい数字をどこか挙げていただければ皆さんも安心するのではないかと感じた。 | | 場、ごみ処理場だけでなく、いろいろな工場について、排出基準を設けている。これと見比べると、現在の環境の大気中の濃度が左から2列目、浮遊粒子状物質で説明すると、0.017である。予測濃度が0.0006上乗せされる。これを換算すると0.04403ということで、ほぼ影響がない数字で、環境基準に対しては全く問題ない数字と捉えている。 |
| 52 | 資源化していく上で、そこには財源に入る部分があるのではないかと。それはどのような形で入ってくるのか。 | 第4回 | ごみを燃やした灰の中から金属が回収される。現状年間60～70トン前後の鉄が回収される。これらは鉄材として売却しリサイクルしている。売却費用は衛生組合の財源としている。 |
| 53 | この施設は東大和市民の燃えるごみ、粗大ごみを処理してくれる施設である。私たち東大和市民のごみを将来にわたって安心して処理してくれる施設ということで、生活環境に影響がないように十分配慮して、この計画を計画どおりに進めて、将来の我々の生活の安全・安心を図っていただきたい。 | 第4回 | ご意見としてお伺いする。 |
| 54 | 3市の基本計画策定が来年30年3月になっている。予測値として先ほどはあまり変わらないとおっしゃったが、「あまり」というのはどの程度のものなのかよくわからない。規模はかなり金額に影響してくると思う。私は規模が大きすぎないかと思っている。過大な規模になれば将来困る。現実に今の施設も結果的には過大になっている。人口減など、いろいろな要素がある。全体の稼働率からすれば非常に小さな稼働率である。そういうことを考えると、慎重に決められたと思うが、より慎重に決めていただいた上で、最終的に規模についての説明責任をどの時点でやられるのか明確にしていきたい。 | 第4回 | 3市の一般廃棄物処理基本計画は、パブリックコメントを踏まえて策定・見直しを行っておいる段階であり、成案になるまで確定数字とはいえない。3市から入手した基礎データを用いているので変わらないと見込んでいるが、正式には3月まで確定しない。3月になったら施設規模を固めたいと思っている。施設規模の件だが、この先3市はごみをコントロールする、抑制していくということは明確に基本計画の中で示されている。その目標値をもとに施設規模を算定している。過大な施設とはならないと考えている。処理能力の規模と建設費は当然密接に関連してくる。施設規模がこれより下がる要素があるのではないかとこのところは再度精査する。ただし、精査したところで大きく下がるかということ、なかなか見込めないと考えられる。 |
| 55 | 最終的に予算措置、端的に言うと契約は衛生組合のどの時点で行うのか。何月議会を想定されているのか。それによって市民の意見が通らないようでは困る。 | 第4回 | 事業者選定は31年度に入ってから行っていく。現在の見込みとしては、平成31年度末ごろ事業者の選定をしていきたいと思っている。契約としては32年度になると予定している。衛生組合議会は11月定例会と2月定例会の年2回あり、これに乗りがたい場合については臨時会を相談させていただき、そこで大きな工事の契約などについては契約案件ということでこちらからご説明し、議決をいただく。明確にいつかということは今の段階では申し上げられないが、32年度にそういう形で契約が行われると考えている。なお、契約自体は32年度に行う予定であるが、31年度に事業者選定を行う。予算という裏付けがなければいけないので、今後こういう形で予算が執行される予定ということで債務負担行為を組むのだ |

| | ご意見等の概要 | 説明会 | 当日の説明内容 |
|----|--|-----|--|
| | | | が、その件も含めて予算措置については31年度から始まる。 |
| 56 | 既設井戸の撤去の場合には代替とあるが、現在井戸はあるのか。それを撤去する予定があるということか。 | 第5回 | 現在、井戸がある。現施設では、排気ガスを冷却するために井戸水をくみ上げて排気ガス中に噴霧して温度を下げている。そのために井戸を使い、日量500～600トン程度くみ上げている。この井戸を可能な限り使用したいと計画している。ただし、井戸の位置が今回の工事範囲内にあり、施設配置計画上、どうしてもこれを避けられない場合は諦めるしかないと考えている。 |
| 57 | 最初からこの計画予定地が今の現施設の敷地になっているのだが、非常に狭く、建て替えが大変である。周辺住民からするといつまでここで焼却を続けるのかという声もあると思う。建設予定地を決める際には候補地をいくつか挙げて、その中から選定し、最終的に現在の小村大になるということになるということであれば周辺の住民も納得すると思うが、そういう形の検討はされたのか。 | 第5回 | なるべく既存の土地（行政資源）を活用したいということで検討をスタートした。その中で、今の敷地内に建設可能であるということが確認されたので、既存の用地を活用することとした。また、現用地に建て替える場合は解体費について国の交付金の対象となる。財政上も有利である。 |
| 58 | この計画は平成27年の3市共同事業基本構想にのっかってやっていると思うが、ここに至る前の廃棄物中間処理施設の最初の説明会の際に、資源化施設の目的は安定的な処理とスケールメリットをかけた、しかも地域住民、あるいは市民の理解を得ながら進めると言っていた。その最初の前提が崩れている。基本構想の中に施設の整備に係ることに関しても3市の分別基準の統一、収集の統一をうたっていた。そういったことが今回の整備計画の中には含まれていないと思う。3市の分別の基準化については担当の部局から上部部会へまとめが上がっていると思うが、今回の整備基本計画にどのように反映されているのかわからない。 | 第5回 | 市のリサイクル施設、組合のごみ焼却施設や不燃粗大を処理する施設、これらのシステム全体が老朽化している。システム全体を更新していかなければいけないというときに、なるべくその中で各施設の処理量を小さくしていこうと考えた場合、プラスチックが残ってくる。プラスチックの処理は燃やす方法と資源化する方法、2つある。組合と3市は資源化する方法を選択した。これから人口が減っていく、ごみも減らしていかなければいけないという状況の中で、既存の東大和市の暫定リサイクル施設の用地があったので、ここをお借りして年内に建設に着手予定である。住民理解については、今後も説明を続けながら進めていきたい。資源化基準の統一については、施設の建設、竣工をもって統一できるように現在4団体で調整を続けている。3市それぞれ市民との対話の中で培ってきた信頼関係の中でごみ減量を進めている。それは3市とも各々今までやっていた。それを統一するというところから市民理解も必要である。協議には時間がかかっている状況である。理解をいただきたい。 |
| 59 | 今回の計画では従前の施設規模243トンから236トンに縮小している。3市の一般廃棄物処理基本計画の計画策定中に検討したようだが、一体どのようなことで減ったのかまた、経済性に関して、規模を縮小したいということだが、3市で共同してごみ減量の計画がされているのか。3市の基本計画、あるいは見直しが今年度中になされるということ、その結果を既に取り込んであるのか。 | 第5回 | 現在、3市の一般廃棄物処理基本計画策定の最中である。同計画の案の段階で減量施策見込んだ各市の将来ごみ量データ用い、本計画（案）に反映させている。その結果が236トンである。なお、3市ともに計画策定中であり、ごみ量データが変更になる場合は、本計画も見直す予定である。 |
| 60 | 災害廃棄物に関して、平成37年度の稼働時にごみ処理量はピークにな | 第5回 | 災害廃棄物の処理する割合だが、地震はいつ起こるかわからず、逆に言 |

| | ご意見等の概要 | 説明会 | 当日の説明内容 |
|----|---|-----|--|
| | り、それ以降ごみ処理量は減少していくのであれば、災害廃棄物の10%というのは抑えられるのではないか。この5年に災害が起こるという確率が非常に高ければ必要だが、災害の発生確率は今後何十年かの間ということである。そう考えると災害廃棄物の見込み量も減らせると思う。 | | うとすぐ来るかもしれないし、先になるかもわからない。現状、10%ということで施設の稼働率を上げて設定している。施設の稼働率を上げているので、実際は少し縮小できるところになっている。災害廃棄物は、平時のごみと質も異なり量も相当多く、規模の設定上、現実的には10%では不足する。今後ごみ量が減少していくことで、災害に関する処理量には余裕ができ、もう少し処理ができる。また、平常時の将来ごみ量は、3市とも、高い目標値を設定した上で減量していこうという考え方で設定したものである。ごみ処理施設は少し余裕を持つ必要がある。ごみ量目標を完全に達成する、目標以下にしなければごみ処理が滞ってしまう。その余裕分も見て、災害廃棄物の10%を設定しているのが現状である。処理能力に不足がないよう計画している。 |
| 61 | ごみ処理施設は、市民生活にとってなくてはならない大変重要な大切な施設である。市民への説明、共感を得られるような説明について、さらにわかりやすく説明していただきたい。市民への、大事な市民理解を得るための方策・方針を具体的に、市民が疑問に思うことをさらにわかりやすくお話ししていただきたい。あるいは文章で、冊子にしてわかりやすく表現していただきたい。行政と市民と処理施設の担当者との3つの輪、それがうまくサイクルが回るようなシステムをみんなで作るべきである。まとめる方向でしていただきたい。 | 第5回 | 市の職員の方々は広く市民と接していて、その辺の市民理解への配慮はされているが、組合は配慮が足りない面があったかもしれない。組合職員は、日々焼却の機械を運転・維持管理することがメインの仕事であるため、少し市民とは遠い立場にいるかもしれない。意見をいただいたので、次回の説明会に生かさせていただきたい。 |
| 62 | 自主基準値は、法規制値に比べて低い値を設定しようとしているが、ダイオキシンと水銀は法規制値と同じ値になっている。減らせないのか。 | 第5回 | 塩化水素や窒素酸化物は、投入する薬剤量によって制御が可能である。一方、ダイオキシン類は、発生予防対策として、完全燃焼をさせることが重要であり、その他、排ガスの急冷、バグフィルターによる除去、触媒脱硝設備による分解を行う。薬剤で制御するのではなく、これらの抑制策を実施することによりダイオキシンが落ちていく。同様な他施設でも、小数点以下にゼロが3～4桁並ぶ程度の濃度で操業していることを確認している。組合の考えとしては、小平は市街地化されているが、それよりさらに市街地化されていると考えられる23区の清掃工場の基準を採用している。また、水銀については、例えば水銀の体温計が入ってくると必ず排気ガスに出て、それに対応するための薬剤、活性炭を吹くが、遅れて効いてくるのでそれも制御できない。自主基準値は、現在の確立された技術の中で安定的に順守できる値を採用している。他市、他団体と問題のない、環境影響を及ぼす恐れのない数値として設定している。 |

| | ご意見等の概要 | 説明会 | 当日の説明内容 |
|----|---|-----|---|
| 63 | 既存施設のダイオキシン類の基準値は0.5となっていて多いのではないか。 | 第5回 | 法改正の際に、既存施設と新設する施設では規制基準値が異なる。既存施設はダイオキシン類対策特別法の施行以前の施設であるため、規制値は1ng-TEQ/m ³ Nとなっている。 |
| 64 | DBO（公設・民営）方式を考えているとのことだが、もし煙などでぜんそくになった時等、何かあった場合はどこが責任を取ってもらえるのか。どこに文句を言いに行ったらいいのか。公営でやっていれば何かあったときは市に言えばいいし、市のほうで回答をもらえるかもしれないが、公営と民営が混ざっていると、市民としてはどこに訴えたらいいのか。 | 第5回 | 運転と維持管理を民間事業者に委託することを想定しているが、指導・監督は組合が行う。環境事故がないように組合職員をしっかりと配置し、公害防止の監視、基準値等に関する法改正への対応、災害発生時の対応等を行っていく。また、施設更新に備え、技術の継承のために組合の職員を配置して管理していく。苦情・要望等は、市ではなく、組合が窓口となり組合の責任で対応する。 |
| 65 | 新しい焼却施設をできるだけコンパクトであるべきである。建設の費用が1トン当たり約1億もかかる状況である。ぜひごみの減量を進めなければならない。それに当たっては現在の情報公開の状況が不足していると思う。今日の説明会もこの会場ぎっしりという感じにはなっていない。ごみを減らすためには市民一人一人が減量に向かって取り組まなければならない。こういう大事な説明会には市民が押し寄せるといった状況が必要である。市民説明会も小平市は1回だけである。東側に住む市民がここまで来るのは大変である。組合では3回あるが、組合まで説明会に行く人は限られてしまう。市民がこういう説明会に参加できるような形をぜひ検討してほしい。市民との協議は、現在、中島町と立川の幸町の住民に対する地域協議会があるだけである。実際にごみを減らさなければならないのは広範な市民なわけである。連絡協議会で話をして了解を得たからというだけでなく、実際にごみ減量に取り組む市民が関心を持てるような形の協議会というか、住民との話し合いの場をぜひ作ってほしい。「えんとつ」という情報誌が出ているが、小さな字でびっしりあって、市民からするとなかなか読む気にならない状況である。「えんとつ」のような広報誌は市民も入れて、市民が読みやすい形の広報にしていきたい。これは意見である。 | 第5回 | ご意見としてお伺いする。 |
| 66 | 武蔵野市の新施設では、排ガス濃度を毎日のように測定し、目で見えるような形で表示されていた。計画施設でも毎日測定して市民が見られるような形になるのか。 | 第5回 | 排ガス状況表示盤を見やすいところに設置し、常時測定しているデータに関して公表していく。なお、現在の施設でも、連続測定できないダイオキシン類を除き、組合の門の入口に、表示している。 |
| 67 | ダイオキシン類濃度の測定は、新施設では年1回でなくなるのか。回数はぜひ増やしてほしい。 | 第5回 | 塩化水素やばいじんは運転管理の中で施設で連続測定できるが、ダイオキシン類は連続測定できず、排ガスをサンプリングし、分析会社に委託して測定している。現在の回数は年1回だが、新しい施設に関しては、1回ではなくしっかりと検討していく。 |

| | ご意見等の概要 | 説明会 | 当日の説明内容 |
|----|---|-----|---|
| 68 | 行政資源として用地は中島町しかないとのことだが、3市共同事業なので、武蔵村山市での立地を考えられる余地があったのではないか。湖南衛生組合は規模を縮小して分譲地にしてしまった。そこは検討されたのか。 | 第5回 | ご意見としてお伺いする。 |
| 69 | 3市共同と言いながら、有料化、戸別収集というのは3市バラバラで、ごみ減量の体制が十分取られないうちに施設の建設計画を立てざるを得なかった。広報だけでなく、計画の初期段階から市民を加えて検討する必要がある。組合担当者も頻繁に交代があり、施策の一貫性が乏しい。組合のごみ処理基本計画が平成16年に策定され、そこでは既に不燃粗大ごみの方針案が出ている。それが5年後に見直すことになっていたようだが、見直しされないでプラスチックの資源化の問題が大きく取り上げられて、それに時間がかかって、平成33年まで現有の焼却施設の使用期限が前々からわかっていたわけだが、そこに大きく遅れて平成37年稼働ということになると、結局他市に大きく依存しなければいけなくなる。現有施設での建て替えと新しく日程を考えた場合に違って来たかと思うが、今後のためにも3市の共同でやるならば、もっと、市長が変わって施策でそれで計画が変わるようなことがないように、市民をベースにした計画、ごみ処理事業を持つようお願いしたい。 | 第5回 | 広報「えんとつ」を発行しているが、今年度は更新事業があるので年2回を年4回に増やした。それから、市民説明会を開催させていただいて計画(案)を説明させていただいている。その他、市民の方の要望があれば、出前説明会を開催して説明させていただく。市役所の窓口のように組合窓口に来ていただいても結構である。電話でも結構である。随時受け付けしているので、何なりとご質問いただきたい。事務組合への批判として、市民と少し遠い立場にいるとご指摘いただいた。そういうことに対して、今後とも努力していく。十分私どもを利用させていただきたい。 |
| 70 | 小平環境の会としては、小村大の衛生組合に対して、建て替えに関しては市民を3市から公募して市民参加の建て替えに関する検討委員会を作ってほしいとい陳情を出した。全会一致で陳情が通っていたはずである。全会一致で通った陳情が、検討委員会が作られないまま、市民公募もされないまま計画がどんどん進んでしまった。一方的に「えんとつ」を出しているからとか、情報公開をしているというのではなく、市民参加の策定委員会を作ってほしかったということである。そこは忘れないでほしい。 | 第5回 | ご意見としてお伺いする。 |
| 71 | 本日の市民説明会の参加者が3名だが、13日から始まった説明会の参加者の人数を、主催した側の組合はどう受け止めているのか。 | 第6回 | 非常に残念だと思っている。300億円程度を要する事業であり、市民の皆様は費用負担者であり利用者である。市報や組合の広報「えんとつ」を活用し、できるだけ参加していただくため、3市それぞれ場所を設けるとともに、組合で開催している。今までで今日を含めて56名の参加である。 |
| 72 | 整備方針の中に建設・維持管理費の縮減化とあるが、どのようなことを想定されているか | 第6回 | 1つは、いかに3市市民がごみを減らしてくださるか、もう1つは、現在の施設がいかに当初能力に近い状態まで回復できるか、この2つの問題が絡んでくる。今後確認をしていく。 |

| | ご意見等の概要 | 説明会 | 当日の説明内容 |
|----|--|-----|--|
| 73 | 自主基準値について、ばいじんや塩化水素は相当値が低くて結構だが、ダイオキシンと水銀は法規制値と同じである。なぜこの2つは法規制値の数値と同じなのか | 第6回 | 小平市よりさらに市街化されている23区の清掃工場の基準値を採用している。23区並みの施設性能、現在の技術で確立された技術において抑制できる量を基本として考えている。この基準値であれば、生活環境への影響を及ぼすおそれはない数字として国も設定している値であるので、この値で行きたいと考えている。 |
| 74 | 焼却方式のストーカ式と流動床式は、組合としてはこれからメーカーの提案を受けてから選定するとのことだが、他団体ではどのようにしているのか。 | 第6回 | 他団体すべては把握していないが、いずれかの方式をあらかじめ指定している。ストーカ式の方が現在実績は多い。ストーカ式をあらかじめ指定する事例があるが、どちらかを指定しないという事例も出てきている。全国的には、最終的に採用されている施設の方式としてはストーカ式が多くなっている。8割ぐらいがストーカ式になっている。組合としては、どちらの方式を採用しても、安定・安全的な処理が可能であると判断している。より多くのメーカーの参加を募り、競争性により建設費の縮減を図ることを目的として、方式を指定しないこととしている。 |
| 75 | 排ガスのモニタリングの頻度や方法の計画を知りたい。 | 第6回 | モニタリングの頻度は、これから決めていく段階である。現段階では何回ということは申し上げられないが、環境影響評価の中で検討して示していく。 |
| 76 | 現状の排ガスのモニタリングの頻度や方法を知りたい。 | 第6回 | ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物については、運転管理の中で連続測定器で運転状況を確認し、2ヶ月に1回、外部の測定機関で分析している。ダイオキシン類及び水銀については、年に1回、外部の測定機関で分析している。 |
| 77 | ダイオキシン及び水銀は、年に1回は非常に少ないと思う。もう少し増やして、月ごとにわかるとよいと思う。 | 第6回 | 今後、増やせるように検討していく。水銀については、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物、硫黄酸化物と同様に、新施設では連続測定をする設備を導入したいと考えている。 |
| 78 | 煙突で59.5mと100mの比較をされているが、具体的にどのぐらい費用が違うのか。 | 第6回 | 詳細な費用比較や設計についてはこれからである。 100mとする場合、60mを超えると超高層の基礎となり、通常は独立の基礎を作る。超高層用の独立基礎を作って、煙突を下から立ち上げるということになり、コストとしてはかなり高くなると想定している。 |
| 79 | 不燃物は、選別して破碎した後に燃やすということであるが、分別しないで最初から燃やすよりも、破碎して燃やしたほうがエネルギーも少ないし早く燃える、そういう理由でいいのか。 | 第6回 | 新しく不燃・粗大ごみ処理施設ができるが、市民から不燃ごみ、粗大ごみとして出されたものを、まず不燃ごみに関しては、袋を破き、その中から小型家電、有害物、危険物等、焼却してはよくないものを取り除く。その後破碎をする。破碎した後に磁力選別機、アルミ選別機を通して鉄やアルミを取り除く。焼却炉の中に入るとよくないものを取り除いた後、焼却する。破碎をすることで細くなるので焼却をする際に混ざってごみ質が安定するというものの効果も合わせて考えられる。 |

| | ご意見等の概要 | 説明会 | 当日の説明内容 |
|----|---|-----|--|
| 80 | 既設井戸は撤去する場合は代替とあるが、撤去する・しないはまだ決まっていないのか。どういった場合に撤去しなければならないのか。 | 第6回 | プラントメーカーが行う詳細設計段階になれば、既設井戸を残置できるか、撤去する必要があるかが明らかにならない。 現在の焼却施設で、排気ガスを冷却するために多くの井戸水を使用している。新施設では、ボイラーを採用するので現在ほどの水量は使用しないが、全然使わないというわけではない。こもればの足湯も井戸の水を使用している。このように水は必要だが、この計画の段階では、確実に既設井戸を使うということが言い切れない。 |
| 81 | 井戸が使用できない場合、水道を使用するのか。ランニングコストへの影響はあるのか。 | 第6回 | 水道を使用する。ランニングコストは水道代分高くなる。 |
| 82 | ストーカ式と流動床式の違いを簡単に教えてほしい。 | 第6回 | 【ストーカ式】 ストーカ、火格子と言われる鉄の隙間があいている鋳物で作っている床があり、ここから空気を送りながら燃焼させていく。この床が部分的に動いて、だんだんごみを送りながら焼却をして、最後の一番下のところで灰になるというシステムである。この場合、灰は主に7割ぐらいが下に出てくる。3割ぐらいが排ガスと一緒に飛んでいく。これはバグフィルターで捉えていく。ストーカ式の特徴は、入ったごみは時間をかけて焼却をしていくので燃焼が穏やかになる。暴れないというか、排ガスが上下しない。 【流動床式】 流動床式は、茶筒みたいな形をしているのだが、床の部分に砂が入っていて、高温の燃焼空気を下から吹き上げて、熱い砂が舞っているような状態の床がある。ごみはストーカ炉のように多くゆっくり入っていくのではなくて、供給装置のところから少しずつ供給していく。これはこの中に入ると一瞬で燃焼してガス化していく。一瞬で燃焼するので炉内の圧力が不安定になりがちであるが、今現在の制御技術では安定的にできることになっている。流動床式の場合、灰は9割ぐらい排ガスと一緒に飛んでいく。その先はバグフィルターで取る。下から出てくるものは燃えないもの、鉄や陶磁器など不燃のものがあると燃えずに下から取り出せるというものである。 |
| 83 | 建設費用で293億円とあるが、この金額は、焼却方式や煙突の高さなど、今後検討を進める中で少し幅が出てくる可能性があるのか。今後検討を進める中でどのように市民に提示されるのか。 | 第6回 | 平成30年度に発注仕様書を作成し、要求水準を明確にたうえて、再度プラントメーカーにヒアリングしながら費用の算定を進めていく。平成31年度中に業者選定を行うので、その前の段階では明確に費用として出していく。 |
| 84 | プラントメーカーへのヒアリングとあるが、複数のプラントメーカーを対象としたのか。 | 第6回 | 複数社のプラントメーカーに対してヒアリングを行い、その結果の平均値を採用した金額である。 |

| | ご意見等の概要 | 説明会 | 当日の説明内容 |
|----|--|-----|---|
| 85 | ストーカ式や流動床式の焼却方式は、プラントメーカーへのヒアリングの中で決まっていくのか。 | 第6回 | 焼却方式は、ストーカ式や流動床式のいずれも採用可能として、プラントメーカーに施設の発注仕様を示す予定である。焼却方式は、平成30から31年度に実施する事業者選定の中で決定していく。 |
| 86 | 事業方式の公設民営で、「行政側の意向が反映しやすいこと」とあるが、公設公営の場合はそうでない、風通しが悪いということなのか。 | 第6回 | 「行政側の意向が反映しやすいこと」というのは、施設整備も含めて業者側に委託するという方式に比べてDBOの場合は設計・建設に組合の意見が反映しやすいという意味である。 |
| 87 | 事業方式の公設民営で「経費削減が見込めること」とあり、経費の削減が見込めることはいいのだが、公設民営の事例はあるが、実際そこで働いていらっしゃる方々が苦勞されている。そこへしわ寄せが行くことはいろいろなところで言われている。経費削減というといいなと思うが、そこで働いている方々がブラック的な、言い過ぎかもしれないが、そうなるというのは果たしてこういうところによろしいのかという疑問がある。 | 第6回 | 「公設公営に比べて経費が節減できること」ということは、確かに民間事業者に委託するが、円滑なごみ処理事業は廃棄物処理法においても十分な安定した処理ができるに足りる額で契約するよう法律に定められている。過度の負担をかける内容ではないと考える。 |
| 88 | 東大和市の9月議会の市議会だよりで、3市共同資源化施設の整備に関する市の答弁で、「ごたごたしている大きな要因の1つに衛生組合の進め方に問題があると思っている」とあった。本当なのかもしれないが、ある面失礼な言い方かなと思ったりしたのだが、そのあたりはどう思っているのかお聞かせ願いたい。 | 第6回 | 現状でも施設がなぜこの場所なのか、なぜ必要なのかという根源的な部分について、組合の説明が足りない部分もあったのだろうが、理解が得られない。こういう状況を表現して東大和市でそのように答弁されたと考えている。 |
| 89 | 東大和市の市民であるが、最近粗大ごみの収集の料金が高いと思っている。これは直接持ち込みすると少し安く引き取ってくれることはできないか。新しい施設になったらそういうことも検討いただきたい。 | 第6回 | 通常ごみの処理に必要な金額は各市で定めており、それをもとに粗大ごみの大きさや重さによって金額を決めている。各市、粗大ごみの直接搬入をしたいという希望はあるが、一方小平市の立場からすると、中島町の松の木通りに搬入の車が増えてしまうと困るという思いもある。そのあたりを含めて協議をした結果が現状のようになっている。同規模の他工場で持込を実施している事例では、祝日に持ち込みをする場合に車が100台以上並び、待ち時間が1時間くらいになっているという状況を聴いている。相当慎重に検討する必要があると考える。金額は物によっても異なる。3市の間で分別区分の統一を含めて金額の見直しはこれから行っていくと聞いている。ご意見として伝える。 |

※説明会中に説明できなかつたご意見及び回答不要とされたご意見について、当日の説明内容欄に「ご意見としてお伺いする。」と記載しています。